

# 2014

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY

## 酪農学園大学 履修ガイド

REGISTRATION GUIDE

## 大学・学群・学類 英文表記名

酪農学園大学

Rakuno Gakuen University

農食環境学群

College of Agriculture, Food and Environment Sciences

循環農学類

Department of Sustainable Agriculture

食と健康学類

Department of Food Science and Human Wellness

環境共生学類

Department of Environmental and Symbiotic Science

獣医学群

School of Veterinary Medicine

獣医学類

Department of Veterinary Medicine

獣医保健看護学類

Department of Veterinary Science

この履修ガイドは、卒業するために  
必要な事項が記載されているので、  
熟読の上、大切に保管すること。

# はじめに

この「履修ガイド」は、入学から卒業までの学科目履修についての履修規程・諸規則による卒業要件など、学修を進めていく上で指針となるべき事項を集約したものです。

学科目の履修計画や諸手続きの詳細については、ガイダンスのときに説明しますが、みなさんは、この「履修ガイド」を卒業まで機会あるごとに参照し、十分に活用してください。

もし、不明な事がある場合には、自己流の解釈や伝聞などに頼って思わぬ苦境に追い込まれることのないよう、研究室・教室等の先生や教務1課で指導を受け、疑問の解明につとめてください。

この「履修ガイド」は、入学時にだけ配布します。卒業するまで紛失しないようにしてください。紛失者に対する再配布はしません。

ただし、「履修ガイド」の一部が変更される場合は、ガイダンス時の説明や追補録の配布、および掲示板でお知らせします。

なお、各年度の授業科目の授業内容については、Web情報学生支援システム（UNIPA）上のシラバスに掲載していますのでよく確認して下さい。



# 目 次

## はじめに

---

<b>1. 履修と単位制度</b>	1			
(1) 履修とは	(2) 単位制度	(3) 単位の計算	(4) 単位の修得	
<b>2. 履修登録</b>	2			
(1) 履修科目の決定から履修登録までの手順	(2) 登録に必要な資料・情報			
(3) 登録上の留意事項	(4) 履修できる科目・できない科目			
(5) 履修登録の変更	(6) 既修得単位の認定			
(7) 大学以外の教育施設等における単位認定	(8) 編入学生の単位認定及び履修			
(9) 他学群他学類科目の履修				
(10) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定 (Green Campus)	(11) 資格取得に関する履修			
<b>3. 授 業</b>	9			
(1) 授業期間	(2) 授業時間	(3) 授業科目	(4) 出席数	(5) 欠席届
(6) 公認欠席	(7) 休講	(8) 補講	(9) 集中授業	
<b>4. 試験および成績</b>	13			
(1) 試験の種類	(2) 試験方法	(3) 試験の時間割		
(4) 受験資格	(5) 試験に関する注意	(6) レポート・論文等の提出		
(7) 成績評価とG P A制度	(8) 成績発表	(9) 成績に対する質問		
<b>5. 進 級</b>	17			
(1) 農食環境学群の各学類進級要件	(2) 獣医学群の各学類進級要件			
<b>6. 学群・学類・コース制</b>	19			
(1) 学群・学類・コースの構成	(2) 各学年の流れについて			
(3) コース選択について	(4) 転学群・転学類について			
<b>7. 卒業及び学位</b>	20			
<b>8. 修業年限</b>	20			
(1) 修業年限と在学年限	(2) 休学期間	(3) 休学・退学時期と単位認定		
<b>9. 教務確認事項</b>	21			
(1) 教務1課の取扱業務	(2) 証明書交付申込み	(3) 学生への連絡と掲示		
(4) 学生または保証人の住所等変更の届出	(5) 学生個人情報			
<b>10. 教職課程</b>	22			
(1) 教職課程とは	(2) 教職コースとは			
(3) 本学で取得できる教育職員免許状	(4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ			
(5) 教職課程登録申込みについて	(6) 教育職員免許状取得に必要な科目			

11. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得に関する履修方法	37
(1) 資格の概要	
(2) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得方法	
12. フードスペシャリスト資格の取得について	40
13. 家畜（牛）人工授精師資格の取得について	42
14. 飼料製造管理者任用資格に関する履修方法	44

#### 酪農学園大学関連規程

酪農学園大学農食環境学群履修規程	46
酪農学園大学獣医学群履修規程	69
酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程	82
酪農学園大学研究生規程	83
酪農学園大学科目等履修生規程	85
酪農学園大学特別科目等履修生規程	88
酪農学園大学編入学に関する規程	90
酪農学園大学再入学規程	92
酪農学園大学転学群転学類に関する規程	93
酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程	95
酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程	96
酪農学園大学学生の留学に関する規程	97
酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程	99



# 1. 履修と単位制度

## (1) 履修とは

履修とは、学類に定めている授業科目を一定のルールに従い学び修めることです。

皆さんは、所属する学類の授業科目を自ら選択し、授業を受講し、試験の合格によって単位を修得することで、卒業に必要な要件（単位数）を満たしていくことになります。

高校と違い「学生自らが卒業までの目標を定め、自主的に学ぶ」ことが基本になります。各自が科目を選択し、時間割を組み立て、自分の責任のもとに学修することになりますので、卒業まで自主的・自発的な意思を持続することがとても大切です。

## (2) 単位制度

本学では、学群・学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程（カリキュラム）が編成されます。教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを基盤教育、専門基礎教育、専門教育、教職課程教育、自由科目に分類の上、各年次に配当されます。授業は講義、演習、実験、実習及び実技等のいずれかの方法で行われ、これら授業科目の履修は文部科学大臣が定める「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。

## (3) 単位の計算

単位とは、学修時間を表すもので、すべての授業科目に単位数が設定されます。「1単位」の授業科目は、45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成するものと定められており、当該授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外での自学自修による学修等を考慮し、学則で次の基準を設定しています。

①講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

②実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

本学ではその授業方法や授業効果を基準に、原則として次のように各科目の単位数を定めています。

\*毎週2時間15週の授業をもって、2単位とするもの。

講義及び演習科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して4時間の自学自修が必要となります。

\*毎週2時間15週の授業をもって、1単位とするもの。

体育実技、演習、実習科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して1時間の自学自修が必要となります。

\*毎週3時間15週の授業をもって、1単位とするもの。

実験および実習科目がこれに該当します。

\*卒業論文等については、別に定める基準によって単位数を定めています。

## (4) 単位の修得

皆さんのが卒業または進級するためには、各学類で定められた単位を修得しなければなりません。単位は一部の事後認定科目を除き、履修登録をしなければその修得は認められません。履修登録した科目の単位の修得は、規定の授業出席日数を満たし、各学期末に行われる試験に合格することにより、はじめて認められます。出席日数が不足したり、中途で受講を放棄したりするような場合は、その科目の単位修得は認められません。

## 2. 履修登録

単位を修得するために、年度の初めにその年度に履修しようとする授業科目を決められた期間にあらかじめ申請・登録する手続きを履修登録といいます。履修登録を行わないと、授業を受けることは勿論、その科目の試験等を受けることもできなくなり、単位も認定されません。履修登録方法は、Web情報学生支援システム（以下「UNIPA」という。）を利用しての「[Web]履修登録」です。毎年度始めに履修登録等についてのガイダンスが行われますので、必ず出席し、説明をよく聞き、指定する期間内に確実に履修登録を行ってください。

The screenshot shows a weekly class schedule for the first semester of 2011. The days of the week are listed as columns: Monday, Tuesday, Wednesday, Thursday, Friday, Saturday, and Sunday. Each day has a list of classes with their respective room numbers and times. There are also buttons for selecting or deleting classes.

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 9102001 教育原理(教)[1年] 【安宅 仁人】A3-205(E20) 09:00 - 10:30	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001356 循環農学概論a[農類1年][篠地 喜久治] C1-201 (C20) 09:00 - 10:30	<input type="button" value="選択"/> □ 5001001 建学原論a1[1年][苟池 直哉] A2-207(L20) 09:00 - 10:30 <input type="button" value="選択"/>		
		<input type="button" value="選択"/> □ 5001408 基礎演習I[1年][農類8][當地 邦] 指定の演習室等 09:00 - 10:30 <input type="button" value="選択"/>		
<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 9102002 教育心理学(教)[1年] 【山田 弘司】A3-205(E20) 10:40 - 12:10		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001017 循環型農業論[1年][千場 信司] A3-205(E20) 10:40 - 12:10		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001115 体育実技 IIb[1年][金田 隆一] [体育理] 10:40 - 12:10
<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001089 化学B[1年][大和田 秀一] B1-201(220) 13:00 - 14:30	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001104 運動の科学B[1年][白川 和希] B1-201(220) 13:00 - 14:30	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001194 英語III Bd[1年][井上 千恵子] A2-202(L21) 13:00 - 14:30	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001117 情報科学の基礎B[1年][高取 則彦] C1-201 (C20) 13:00 - 14:30	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="削除"/> □ 5001013 キリスト教学 II B[1年][朴 美愛] C4-201(東20) 13:00 - 14:30

[UNIPA 履修登録画面]

### (1) 履修科目の決定から履修登録までの手順

□ 年度始めのガイダンスで履修登録に必要な説明・時間割・マニュアル等資料の配布を受ける。

ガイダンスには必ず出席し、単位修得や履修登録についてよく理解しましょう。



□ 授業時間割表から履修する科目（授業）を選択し、自分の前学期・後学期の時間割を試作する。

履修登録は、年度始めにその年度に履修する全ての授業を登録します。

履修する授業または履修可能な授業のシラバス（講義概要）をUNIPAで確認してください。教職課程や各種資格取得を考えている人は、本ガイドで関連のページを熟読し、履修計画を立ててください。



□ 指定の履修登録期間内にUNIPAから「[Web]履修登録」を行う。

履修登録期間内であれば、何度でも変更が可能です。

履修登録した内容は必ずプリントアウトし、登録内容に漏れや誤りがないか必ず確認し、大切に保管しましょう。



### 履修登録の確定

□ 前学期終了後、後学期科目の追加や取消がある場合は、後学期履修登録変更期間に変更登録を行ってください。

UNIPAで前学期の成績・単位修得状況を確認し、進級や卒業に支障ないか十分確認の上行ってください。

## (2) 登録に必要な資料・情報

年度始めのガイダンスで配布される書類や資料、またはUNIPAの情報をよく読み、履修計画や履修登録に誤りのないようにしてください。わからないことがある場合は教務1課窓口で直接相談してください。なかでも履修登録時に特に必要になる資料・情報は以下のとおりです。

履修ガイド	履修登録の流れ、各学群の履修規程、授業科目履修年次配当表、各種資格取得などの情報を記載しています。1年次にのみ配布されます、紛失しても再配布しません。
年次配当表 (履修ガイド内)	卒業するために必要な科目及び単位数が記載されています。必ず見方を理解した上で履修計画を立ててください。
シラバス	本年度に開講される科目の授業内容や年間授業計画などを説明しています。履修計画を立てる際には、必ずUNIPAの「シラバス照会」を参照し熟読してください。
授業時間割表	各学類の授業科目の開講を曜日・時限ごとに示すスケジュール表です。
Web情報学生支援システム (UNIPA) マニュアル	利用方法（履修登録方法など）について詳しく記載されています。時間割を試作した後、UNIPAで履修登録を行う際には必ず参照してください。

## (3) 登録上の留意事項

- \*履修登録は、その年度に履修する全ての科目を年度始めに登録してください。
- \*他学群他学類の科目等、Web履修登録で登録不可能な科目は、教務1課窓口で履修登録票を受け取り、該当欄に必要事項を記入し提出してください。また、他学群他学類の科目を履修する時は一定の条件があります。希望科目が決まり次第、まず、教務1課窓口で相談してください。
- \*指定された期間までに登録を完了しなかったり、間違った登録をするとその年度の履修はもとより、授業を受けることも、その科目の試験を受ける資格もなくなり、単位は認定されません。登録手続きには十分注意をしてください。

### \*\* Web 情報学生支援システム（通称：UNIPA）について \*\*

Web情報学生支援システム（通称：UNIPA）は、皆さんの学籍情報や履修に関する情報の確認・登録を行うポータルサイトです。

ポータルトップ画面には授業情報（休講、補講、授業内容に関する情報）、教務情報（履修、成績、資格など修学に関する情報・お知らせ）、各課から連絡（学生生活や就職に関する情報）、お知らせ＆トピックス、Q&A回答、システム情報などの項目があります。ここでは、皆さんにとって大切な連絡を配信していますので、必ず確認するように心掛けてください。また、UNIPAは「ポータル」「クラスプロファイル」の2つのタブから構成され、それぞれの画面より以下の機能を使用することができます。

ポータルメニュー		
個人情報	学籍情報照会	学生本人の学籍情報を照会する
	学籍情報変更申請	学生本人の現住所・電話番号等の変更を申請する
時間割	授業時間割表	入学年度やカリキュラム学類ごとの時間割を照会する
	学生時間割表	学生本人の時間割を照会する
授業・履修	シラバス照会	授業のシラバス（講義内容）を参照する
	履修登録	履修する授業を登録する
	出欠状況確認	授業の出席・欠席状況を確認する
	課題提出	課題を確認、提出する
成績・判定	成績照会	学生本人の成績を照会する
	進級見込判定	学生本人の進級見込判定結果を確認する
	卒業見込判定	学生本人の卒業見込判定結果を確認する
	資格取得見込判定	学生本人の資格取得見込判定結果を確認する
Q & A / アンケート	Q & A（学生）	学生担当教員（アドバイザー・ゼミ教員）や教務1課等に質問をする
	アンケート回答	各種のアンケートに回答する

クラスプロファイル（授業に関する各種情報確認・登録）	
シラバス照会	授業のシラバス（講義内容）を照会する
授業資料	履修授業教員から配信された授業資料を確認する
課題提出	履修授業で出された課題に対して、内容を確認し、提出する。
Q & A	履修授業教員あてに、質問を作成し、またその回答を確認する
WEBノート	授業内容等メモを履修授業単位に登録する

UNIPA のトップ画面の「メール設定」から、皆さんのパソコン、携帯のメールアドレスを登録すると、大学側から配信される「休講情報」や「学生連絡呼出」「補講情報」「授業・試験」などを受信することができます。必ずメール設定をしてください。

#### (4) 履修できる科目・できない科目

##### 1. 年次配当

授業科目は、年次配当で定められた年次に履修しなければなりません。ただし、科目によって施設・設備の関係で受講者数を制限するがありますので、履修登録時には必ず履修規程やその科目の担当教員、あるいは教務1課の指示にしたがってください。

- ・同一时限に2科目以上を履修することはできません。
- ・同一年度に同一名称科目を重複し履修することはできません。
- ・やむを得ずその年次に履修することができなかつた場合は、下級年次（自分の年次より下の年次）で開講されている科目に限り履修することができます。
- ・すでに単位を修得した授業科目は履修することはできません。
- ・上級年次に配当された授業科目を履修することはできません。

ただし、2～4各年次への進級認定の結果、留年になった場合は、次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）のみが履修できます。食と健康学類管理栄養士コースは、留年になった者は次年次配当の必修科目（実験・実習を除く）を履修することができます。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度

までの未修得科目数を含む5科目までとします。獣医学類では、2～6各年次への進級認定の結果、留年になった場合、次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）および特に履修を許可された科目があれば、その科目を履修することができます。

- ・礼拝の時間に他で開講されている授業科目を履修することはできません。
- ・履修登録をしていない授業科目を聽講することはできません。

## 2. 再履修

不合格となった科目については、その科目が卒業に必要な科目の場合は次年度以降に再び履修（再履修）して単位を修得しなければなりません。特に、不合格となった必修科目は次年度に他の科目に優先させて履修しなければなりません。再履修する場合は、再履修者のためのクラスが設けられているときは、そのクラスで受講しなければなりません。

獣医学群では、出席日数が足りながら、未修得となった必修科目（対象外科目あり）は、次年度受講免除として履修登録し、担当教員から特別指導を受け、試験を受けることを認められる場合があります。

## 3. 履修制限

各年次において、履修できる単位数は以下の通り、制限があります。ただし、キャリア実習Ⅱ、学外農場実習、教職課程教育科目については、履修制限から除外します。

また、学業成績良好者（前年度のGPAが3.1以上の者）は以下の通り履修制限が緩和されます。（履修規程第22条第3項）

学類	1年間の履修上限単位数	1学期あたりの履修上限単位数	学業成績良好者の履修制限緩和 ※2年次以降適用		
			年間	学期	GPA基準
循環農学類	42単位	24単位	48単位	26単位	前年度のGPAが3.1以上
食と健康学類 (管理栄養士コース除く)	42単位	24単位			
食と健康学類 (管理栄養士コース)	42単位 (1年次のみ48単位)	24単位 (1年次のみ26単位)			
環境共生学類	42単位	24単位			
獣医学類	42単位	26単位			
獣医保健看護学類	42単位	26単位			

- ・2学期連続してGPAが1.0未満の者については、指導・助言を行います。
- ・3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学群長より退学勧告を行います。
- ・履修者数が10名未満の選択科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合があります。
- ・他にも学類ごとに様々な履修制限や履修条件がありますので、詳細は後述にある「授業科目履修年次配当表」の備考を参照してください。
- ・また、その他の科目でも、講義計画等により履修者を制限する場合がありますので、ガイダンスの際に確認してください。

◎卒業年次の学生は、年度始めの履修登録時に以下の点を必ず確認してください。

- ①卒業に必要な単位数が十分ありますか。
- ②単位未修得の必修科目はありませんか。
- ③各資格の取得を希望する者は、必要要素科目が揃っていますか。

成績・履修に関して不明な点、質問等があれば教務1課に問い合わせてください。

## (5) 履修登録の変更

履修登録変更期間は後学期（9月下旬）に設定しています。登録科目の追加・取り消しはこの期間に必ず行って下さい。この期間以外は認めません。

また、前学期の成績結果を確認のうえ、卒業及び進級要件に単位が満たなかった場合、必ずこの期間に履修登録の追加を実施してください。ただし、単位数は履修制限単位を超えての追加登録はできません。

## (6) 既修得単位の認定

本学への入学以前に、他の大学・短期大学等で修得した単位等を認定することができます。認定希望者は定められた期日までに、成績証明書と授業内容がわかる書類（シラバス等）を教務1課まで提出してください。

単位認定の対象となる学生は、次の条件を満たす者とします。

- ・大学、短期大学、専修学校の専門課程の卒業者または中途退学者  
(注意：単位認定を認める専修学校の専門課程には一定の基準がありますので、教務1課に確認してください。)
- ・本学および他の大学・短期大学に科目等履修生として在学したことがある者

## (7) 大学以外の教育施設等における単位認定

入学前に取得した英語の学修（TOEIC や TOEFL 等）については、規程で定めるところにより本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得することが出来ます。

学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに以下の書類を教務1課に提出してください。

- (1) 学修単位認定申請（別紙様式）
- (2) 学修の成果を証明する書類（スコアまたは級位を含む）

詳細は「酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程」を確認してください。  
詳しくは教務1課に問い合わせください。

## (8) 編入学生の単位認定及び履修

各学類の2年次または3年次に編入学を許可された者の単位認定については、編入学前の大学等で修得した単位を認定することができます。単位認定を受けた科目の成績は、「認」として成績証明書・成績通知表に表示されます。

単位の認定方法には一括認定と個別認定があり、認定単位数等は編入学する学群・学類・年次により異なりますので下表を参照して下さい。編入学後の履修については、必ず教務1課で確認・相談してください。

学群学類・年次	一括認定	個別認定	編入学後履修が必要な基盤教育必修科目
農食環境学群 2年次編入 全学類（食と健康学類 管理栄養士コースを除く）	33単位を上限に一括認定 (基盤教育に充当し、授業科目の特定は行わない)		建学原論、農場実習、基礎演習Ⅱ、キャリアベーシック、キャリアデザインⅠ

学群学類・年次	一括認定	個別認定	編入学後履修が必要な基盤教育必修科目
農食環境学群 3年次編入 全学類（食と健康学類管理栄養士コースを除く）	62単位（基盤教育37単位、専門基礎教育24単位に充当し、授業科目の特定は行わない）		建学原論、農場実習、キャリアデザインⅠ
農食環境学群 食と健康学類管理栄養士コース 3年次編入	34単位（基盤教育30単位、区分にまたがって修得すべき単位4単位に充当し、授業科目の特定は行わない）	編入学前の大学等での修得単位数から一括認定する34単位を引いた単位数を上限に個別認定	建学原論、農場実習
獣医学群 獣医学類 2年次編入	31単位を一括認定（基盤教育に充当し、授業科目の特定は行わない）、 4単位を一括認定（自由科目に充当し、授業科目の特定は行わない）	※専門基礎教育および専門教育については一切振替認定を行わない。	建学原論
獣医学群 獣医保健看護学類 2年次編入	33単位を上限に一括認定（基盤教育に充当し、授業科目の特定は行わない）		建学原論、農場実習
獣医学群 獣医保健看護学類 3年次編入	49単位（基盤教育38単位、区分にまたがって修得すべき単位11単位に充当し、授業科目の特定は行わない）	編入学前の大学等での修得単位数から一括認定する49単位を引いた単位数を上限に個別認定	建学原論、農場実習

## (9) 他学群他学類科目の履修

本学では、他学類の授業科目を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、卒業必要単位数に算入することができます。

他学群他学類の科目を履修できる学年は卒業年次のみです。（学外農場実習は2年次より履修可能）

### 1. 対象となる授業科目

対象科目は、各学類の専門教育の演習、実験、実習科目を除いた講義科目としますが、学外農場実習は対象とします。ただし、食と健康学類の管理栄養士コースの科目は他学類科目として受講することができません。また、互いの学類で同一名称とみなされる科目は履修できません。

### 2. 履修できる単位数

他学群他学類授業科目の、在学中に履修できる単位数は30単位までとなっています。他学群他学類の授業科目を履修しようとする学生は、履修制限、進級要件および卒業要件単位数等を十分勘案の上、無理のない履修計画をたてるようしてください。

### 3. 履修登録期間

他学群他学類授業科目の履修登録期間は、通常の授業科目の履修登録期間と同一です。UNIPAで登録するのではなく、履修登録票を教務1課で配布します。なお、履修登録後に変更はできませんので慎重に行ってください。

#### 4. 履修人数の制限

それぞれの授業科目の他学群他学類からの受講に対する人数制限の内容は、別途掲示で通知します。あらかじめ人数制限の明示がない授業科目であっても、教室収容数等の条件でやむを得ず人数制限を実施する場合がありますので、その場合は担当教員の指示に従ってください。

#### 5. 履修科目の卒業必要単位に算入できる単位数

他学群他学類の専門科目における履修科目の卒業必要単位への算入単位数は次のとおりです。

学類・コース	算入単位数	備考
循環農学類、食と健康学類、環境共生学類 (※教職コース、管理栄養士コース除く)	24単位まで	
循環農学類・食と健康学類 教職コース	17単位まで	
食と健康学類管理栄養士コース	4 単位まで	自由科目として認定。ただし、区分にまたがつて修得すべき単位数として充当する。
獣医学類	4 単位まで	
獣医保健看護学類	11単位まで	

#### (10) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定（Green Campus）

札幌圏の大学・短期大学間の交流と協力を促進し、幅広い学修機会の提供と一層の教育内容の充実を図るために、道内私立大学・短期大学間の協定としては最大規模となる単位互換協定が2002年4月より実施されています。発足時は本学を含めた4大学・2短期大学でスタートしましたが、現在は8大学・3短期大学（酪農学園大学、札幌学院大学、北星学園大学、北星学園大学短期大学部、北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌大学、札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部、東海大学、藤女子大学）間で実施され、本学では農食環境学群が対象となっています。実際の手続等詳細については、掲示・UNIPAによって連絡されます。（4月・9月）

対象：「特別科目等履修生」として、各大学・短大とも2年次以上の学生が選択履修。

科目内容：主として専門科目を予定（科目数約1000科目）。

履修単位数：履修できる単位数は年間10単位まで、所属大学の履修単位として認定できる。

施設利用：各大学・短大とも図書館の利用が可能。

学費：相互に徴収しない。ただし、実験・実習・演習費は徴収する場合がある。

派遣の制限：①申込時点での進級判定が「進級見込」であること。

②礼拝の時間（火曜日10：40～12：10）と同時間にある他大学の講義は履修できません。

#### (11) 資格取得に関する履修

- ①教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業必要単位数のほかに教職課程の単位を修得しなければなりませんので、「教職課程」（22頁参照）による履修手続きが必要となります。
- ②その他資格取得に関わるものとして、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、フードスペシャリスト、飼料製造管理者等がありますが、それぞれの資格に関する履修条件や手続等が必要となります。

### 3. 授業

#### (1) 授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め35週にわたることを原則としています。学期は、前学期と後学期の2学期に分かれており、授業科目は前学期あるいは後学期で終了する半期科目と1年間にわたる通年科目に分けられ、おおむね半期科目が15週、通年科目が30週あります。

#### (2) 授業時間

授業時間は1時限45分で、原則として1日10時限で構成され、11～12時限は主に補講に用いられます。1回の講義は通常2時限(90分)、実験・実習は3時限で実施されます。また、獣医学群の専門科目の講義については1回あたりの授業時間は60分で、そのまま1時限として換算されます。

時限	時間	時限	時間	時限	時間
第1時限	9：00～9：45	第5時限	13：00～13：45	第9時限	16：20～17：05
第2時限	9：45～10：30	第6時限	13：45～14：30	第10時限	17：05～17：50
第3時限	10：40～11：25	第7時限	14：40～15：25	第11時限	18：00～18：45
第4時限	11：25～12：10	第8時限	15：25～16：10	第12時限	18：45～19：30

#### (3) 授業科目

授業科目、単位数並びに開講年次は、各学群履修規程別表I「授業科目履修年次配当表」とおりです。また、年度始めごとに授業時間割表が配布されますので、授業科目が開講されている曜日・時限・教室・担当教員を確認し、各自の履修計画にそって自分の時間割表の作成や履修登録をするようにしてください。

#### (4) 出席数

授業への出席は、単位修得のための基本であり、出席数が足りないと試験を受験しても単位を修得できない場合があります。講義については授業時間総数の3分の2未満の出席の授業科目、実験・実習・演習及び体育実技については授業時間総数の5分の4未満の出席の授業科目は、受験資格を失い、単位が認定されません。授業の出席状況は、日頃から各自で管理し、十分把握しておきましょう。

教務1課では、春と秋に履修している科目的出席状況を調査し、単位修得や進級・卒業が心配される学生には注意を喚起するとともに、状況によっては保証人に出席状況等をお知らせする場合があります。

#### (5) 欠席届

病気、忌引き等やむを得ない事由で授業を欠席するときは、教務1課窓口に備え付けの欠席届に必要事項を記入・捺印の上、学生担当教員（アドバイザー、研究室指導教員）の認印を受けた後、科目担当教員に提出してください。欠席届は、欠席する授業科目1科目につき1枚必要です。（なお、「欠席届」はUNIPAからもダウンロードすることができます。《ポータルトップ画面》掲示情報の【各種様式】“(様式) 欠席届(Excel・Word)”をクリックして、希望の様式をダウンロードしご利用ください。）

会社訪問や採用試験等の就職活動のために授業を欠席する場合は、就職課で「就職活動による欠席届」の交付を受けて提出してください。また、入院して欠席届の提出ができない場合は、事情を手紙に書いて

診断書を添えて教務1課に郵送してください。教務1課より欠席の理由を各科目担当教員に連絡します。

これらの欠席は、あくまで欠席としてカウントされますが、社会通念上やむを得ない事情については、無断欠席とまったく意味が異なります。

### ■欠席届の提出手順

①教務1課から欠席届の交付を受ける（1科目につき1枚）



②学生担当教員（アドバイザー、研究室指導教員）に説明し、欠席届に認印を受ける



③欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

### ■就職活動による欠席届

①就職課に就職活動報告書（公務員や教員採用試験の場合は受験報告書）を提出する



②欠席日と欠席科目数を就職課で確認後、欠席届を交付

※就職活動後1週間以内に届出を行うこととし、遠隔地の場合、活動に係る移動は前後1日分のみとし、滞在日分は交付しない。



③欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

## (6) 公認欠席

学外で行われる教育課程（ゼミ調査、各種実習等）および課外活動（運動部、文化部等大学を代表して出場する場合）で授業を欠席するときには、公認欠席として認められる場合があります。公認欠席として認められた場合は、欠席した授業時間は授業時間総数に含めません。しかしながら、授業は行われていますので各自の責任において補習してください。

①教育課程の公認欠席は、原則として次の場合に限り認められ、手続きは教務1課窓口で行います。

- ・ゼミ調査（卒論調査含む）で授業を欠席するときは、年間7授業日以内の公認欠席を認める。
- ・学外農場実習で授業を欠席するときは、年間14日以内の公認欠席を認める。
- ・各学類で実施される学外実習で授業を欠席するときは、年間7授業日以内の公認欠席を認める。
- ・教職に関する実習のときは、実習期間の公認欠席を認める。なお、遠隔地の場合は前後1日の移動日等についても公認欠席を認める場合がある。

※原則として1科目につき2回まで、公認欠席を適用することができます。

また、インフルエンザ等に感染した学生の授業欠席については、学校保健安全法第19条（出席停止）に基づき、公認欠席に準じた扱いをしています。

②課外活動で授業を欠席する場合は、次の場合に限り公認欠席（前・後学期各1回同一の大会に限り、6授業日以内、同一曜日の重複は認めない。）が認められます。手続きは、学生課窓口で行います。ただし、正課の授業が優先されますので、申請内容が変更される場合や、理由によっては許可されない場合があります。

- ・運動部で対外試合等、大学を代表して出場するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・文化部等で大学（学生）を代表して出場するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・学生会役員で会合に出席するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・準備、後片付け、研修旅行、見学会、調査等は、公認欠席を認めない。
- ・大会が遠方の時は、場所、日程等を考慮し、大会前後の移動日について公認欠席を認める場合がある。

### 公認欠席願の届け出の手順

※公認欠席は1週間以上前に手続きをしなければなりません。

#### ①教育課程（教務1課）

##### a. ゼミ調査

ゼミ担任が公認欠席学生名簿「(正) 公認欠席願」を教務1課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」を教務1課窓口またはゼミ担任を通じ各学生に配付



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

##### b. 教育実習、学外実習等

学生本人が「(正) 公認欠席願」に必要事項を記入・押印し、教務1課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」の交付を教務1課窓口で受ける



学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

#### ②課外活動（学生課）

団体代表者が大会参加届と「~~外~~公認欠席願」を学生課に提出



学生部長押印済み「公認欠席願（課外活動）」を学生課より団体代表者に配付

(提出からおおむね一週間で配付)



団体代表者は各学生に配付し、学生本人は「公認欠席願（課外活動）」に提出日を記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

\*学生課窓口での手続きはすべて団体代表者が取りまとめて行います。

## (7) 休 講

学校行事または担当教員のやむを得ない理由により、授業を休講することがあります。このようなときは、事前に休講通知をします。また、急に休講になったときは、直接教室に出向き連絡します。

なお、授業が始まって20分以上経過しても担当教員が教室に来ない場合は、教務1課へ連絡して指示を受けてください。

休講の通知方法は以下のとおりです。

- ・教務1課の休講掲示板（窓口上部）への掲示

- ・UNIPAより休講情報の配信

UNIPAでは皆さんのが登録しているパソコン及び携帯のメールへ休講連絡を配信しています。

## (8) 補 講

休講またはやむを得ない事情により授業時間数が不足した場合は、科目担当教員の判断でこれを補うための補講を行います。補講は学事暦で定められる補講日に実施されるほか、平日の11～12時限目や土曜日にも実施される場合もありますので、所定の掲示板及びUNIPAの情報等を注意深く見るようしてください。

## (9) 集中授業

授業科目の中には、あらかじめ定められた期間に連続して授業を行う科目がいくつかあります。これらの科目は事前に実施日程を周知しますので、UNIPA及び掲示板等で確認してください。

## 4. 試験および成績

授業科目の履修状況を評価し、単位を認定するために試験を行います。試験を受けなければ単位の認定を受けることはできません。ここでは、試験の種類、方法、受験資格、試験に関する注意、試験の結果はどのようにして知らせるかなどについて説明しておりますので、よく読んでください。

### (1) 試験の種類

#### 1. 定期試験

定期試験には、中間試験と期末試験があります。中間試験は通年科目（前学期・後学期を通して授業を行う科目）で前学期授業終了時に行う試験です。期末試験は半期科目（前学期または後学期のみ授業を行う科目）および通年科目の授業終了時に単位認定のために行う試験です。

定期試験は、学事暦に設定される試験期間に行う場合と、平常授業中に行う場合があります。教務1課で事前に各科目担当教員に対して調査を行い、試験期間に行う科目については「試験時間割」を掲示及び学内ホームページの学生用サイト「教育センター教務1課」のページで発表します。なお、平常授業中に試験を行う科目については、授業に出席し科目担当教員の指示にしたがってください。

#### 2. 平常試験

平常試験は、定期試験以外に科目担当教員が必要に応じて授業中に行う試験です。授業中、または掲示・UNIPAによって連絡されますので、聞き漏らしや見落としのないよう注意してください。

#### 3. 追試験

受験資格のある者が、期末試験当日にやむを得ない事由（病気、就職試験、家族等の不幸、災害、火災の事故等）のため、受験できなかった場合に実施します。追試験を受験しようとする場合は、欠席の事由を証明する書類等を速やかに（1週間以内）教務1課に提出し、追試験受験の許可を受けなければなりません。追試験は原則として、期末試験後10日以内に実施されます。受験手続きを怠った場合は、受験することはできませんし、単位の認定もされませんので注意してください。

追試験を認める欠席事由と添付提出書類は次のとおり。

- ①病気による場合（医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付）
- ②交通機関の事故による場合（遅延証明または事故証明添付）
- ③家族の葬儀による場合（会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付）
- ④就職試験による場合（試験の日時を証明する書類添付）
- ⑤履修規程第25条第1項の規定（公認欠席）による場合
- ⑥その他災害等やむなき事由による場合（証明する書類添付）

なお、本人の不注意による試験の欠席、証明書類がない場合、または自家用車で通学する学生が事故や渋滞等で試験を欠席したような場合は、追試験の対象となりません。なるべく公共交通機関を利用して下さい。

※追試験と再試験は違います。再試験は、定期試験の結果不合格となった者に対して行う試験で、科目担当教員の判断で実施の有無及び対象学生を決めますので、必ず実施されるとは限りません。

### (2) 試験方法

試験は、筆答試験の他にレポート、論文等があります。筆答試験は通常60分で行われますが、科目によっては60分を超える時間で行うこともあります。また、実験・実習・実技等の科目にあっては成績考査をもつて試験成績とみなすこともあります。

### (3) 試験の時間割

試験期間に行う科目については、試験時間割を試験開始10日以前に掲示及び学内ホームページの学生用サイト「教育センター教務1課」のページで発表します。試験に関する時間割は、平常授業時間割の曜日・時間帯・教室と異なる場合がありますので、発表された試験時間割は特に注意してください。また、試験時間割に変更が生じた場合は、発表済みの試験時間割等に変更・修正を行いますので、受験前に必ず再確認してください。

### (4) 受験資格

受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができません。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実習科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。（試験当日、学生証を忘れたときは、ただちに学生課で指定身分証明書（有料100円・当日のみ有効）の交付を受けて受験してください。なお、試験期間中に1回しか発行されませんので、試験前日から学生証を準備し、忘れないよう心掛けることが大切です。）
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

### (5) 試験に関する注意

- ①受験中は、学生証を机上の見やすい位置に置いてください。
- ②持ち込み許可のないノートやテキスト類及び携帯電話等は、カバン等にしまってください。
- ③試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できません。
- ④試験開始後25分間は退場できません。
- ⑤学類（コース）、学年、クラス、学籍番号、氏名の記入のない答案用紙は無効となります。
- ⑥試験場では、試験監督者の指示に従わなければなりません。
- ⑦試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、厳重な処分をします。

### (6) レポート・論文等の提出

レポート・論文等の提出による試験の場合は、指定期間に指定された場所へ提出してください。指定場所が教務1課の場合は、教務1課前のレポートボックスへ投函してください。指定期間以外の提出は受理しません。提出期間を過ぎて未提出の場合は、試験欠席と同じ扱いとなります。レポート提出の際は必ず、①指定された様式で作成し、②表紙をつけ、表紙には授業科目・担当教員・テーマ・学類（コース）・学年・クラス・学籍番号・氏名を明記し、提出するようにしてください。

### (7) 成績評価とGPA制度

#### 1. 成績評価

授業科目の成績は、試験成績によって決まりますが、出席状況等を考慮することもあります。試験の成績は60点以上を合格とし、その成績はS、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語で表示します。また、受験資格がないものは×、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」で表示します。

成績評価基準は次のとおり。

合格 S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)、P (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格)

不合格 D (59点以下および試験欠席)、F (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格)、× (受験不可)

## 2. GPA制度

本学では、履修した全科目の成績の平均を数値で表したGPA (Grade Point Average／グレード・ポイント・アベレージの略) を算出し、自らの学業成績を的確に把握し計画的な履修に役立てるよう指導しています。このGPAは、合格した科目だけでなく、不合格や受験不可の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴のひとつです。したがって、学生には自分の履修（履修登録を含む）に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

### \* GPAの主な内容

GPAは学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したもので、学期ごとのGPAと入学時から通算の累積GPAの2つのGPAが算出されます。

本学が導入するGPAの算出式は下記に示すとおりです。

- ①試験得点に応じて5段階(4.0, 3.0, 2.0, 1.0, 0)の数値(グレード・ポイント)を設定します。  
なお、受講を途中でやめた科目や不合格となった科目はグレード・ポイントが0点となります。
- ②各履修科目のグレード・ポイントに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがGPAとなります。
- ③GPAは就職や進学などで対外的に使用される「成績証明書」に記載されません。

### ・GPAの算出式

$$GPA = \frac{\text{（履修科目（注1）グレード・ポイント} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{履修科目（注1）単位数の総和}}$$

注1：履修科目には、不合格科目を含む

### ・成績評価基準とグレード・ポイント

評価	得点	グレード・ポイント
合格	S	100~90
	A	89~80
	B	79~70
	C	69~60
	P	---
※認定	認定	対象外
不合格	D	59~0
	試験欠席	0
	×	受験不可
	F	---

### 3. GPAによる履修上限の緩和および指導等

- ①履修登録時において前年度のGPAが3.1以上の者は、年間48単位、一学期26単位を上限として履修できます。
- ②2学期連続してGPAが1.0未満の者については、指導・助言を行います。
- ③3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学群長より退学勧告を行います。
- ④前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができます。

### (8) 成績発表

①成績は、UNIPAにて発表し学生各自で確認します。

前学期は、9月上旬よりUNIPAで成績の開示を行います。9月下旬に保証人へ成績通知書を郵送します。

後学期は、3月上旬よりUNIPAで成績の開示を行います。3月下旬に保証人へ成績通知書を郵送します。

成績閲覧開始後は、いつでも好きな時にUNIPAから成績を確認することができます。

②通年科目で前学期末に中間試験があった場合は、その成績は後学期に発表される成績に加味されますので、後学期の成績と一緒に評価が発表されます。

③成績は、当期修得した科目分だけではなく、1年次から修得したすべての科目の評価及び単位数が記載されています。各自の修得経過・状況をよく確認のうえ、次期の履修登録の参考にしてください。

### (9) 成績に対する質問

当該学期の成績評価について、次の場合に限り、問い合わせを行うことができます。

- ・成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合
- ・シラバス等で明示される成績評価方法から明らかに疑義があると思われる場合

問い合わせの方法は、成績開示開始後1週間以内に「成績に関する問い合わせ票」に必要事項を記入し、教務1課へ提出してください。問い合わせへの回答は、原則として教務1課を通して伝えます。

## 5. 進 級

### (1) 農食環境学群の各学類進級要件

1～3年次各終了時に、上級年次への進級認定を行います。各年次終了時に履修規程で定められた単位数を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位数を修得しなければなりません。また、同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告します。但し、休学による留年は対象としません。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	1年次	20単位以上
	2年次	55単位以上
	3年次	90単位以上

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数（合計25科目）のうち、21科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数（合計45科目）のうち、43科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数（合計65科目）のうち、63科目以上修得

### (2) 獣医学群の各学類進級要件

獣医学群においては各学年次終了時に、上級年次への進級認定を行います。

各学年次終了時に履修規程で定められた単位を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位を修得しなければなりません。また、同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告します。但し、休学による留年は対象としません。

#### （1年次進級要件）

##### 獣医学類

科 目 区 分		進 級 要 件 科 目
基盤教育	酪農学園教育	建学原論、キリスト教学Ⅰ、キリスト教学Ⅱ、農場実習
	人文社会科学教育	2科目（4単位）以上
	自然科学教育	数学Ⅰ、数学Ⅱ
	保健体育教育	体育実技Ⅰ
	情報教育	情報科学の基礎
	外国語教育	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ
	導入教育	基礎演習Ⅰ

##### 獣医保健看護学類

科 目 区 分		進 級 要 件 科 目
基盤教育	酪農学園教育	建学原論、キリスト教学Ⅰ、キリスト教学Ⅱ、農場実習
	人文社会科学教育	心理学を含み2科目（4単位）以上
	自然科学教育	生物学、生物学実験、化学、化学実験
	保健体育教育	体育実技Ⅰ
	情報教育	情報科学の基礎
	外国語教育	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ
	導入教育	基礎演習Ⅰ

(2年次進級要件)

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計36単位）のうち、29単位以上修得

獣医保健看護学類

科 目 区 分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件40単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計30単位）のうち、24単位以上修得

(3年次進級要件)

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計75単位）のうち、68単位以上修得

獣医保健看護学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計67単位）のうち、60単位以上修得

(4年次進級要件)

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	4年次までに開講する全ての必修科目（合計111単位）のうち、104単位以上修得

(5年次進級要件)

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	
専 門 教 育	5年次までに開講する全ての必修科目（合計126単位）のうち、123単位以上修得

※専修教育の「魚病学」は含まれません。

## 6. 学群・学類・コース制

### (1) 学群・学類・コースの構成

	基盤教育 1年次	専門基礎教育 2年次	専門教育 3年次・4年次
農食環境学群	循環農学類		酪農学コース※1 畜产学コース 農学コース 農業経済学コース
			教職コース※2
	食と健康学類		食品機能科学コース 食品開発学コース 食品流通学コース
獣医学群	環境共生学類		野生動物学コース 生命環境学コース
	獣医学類	獣医学類	3年次～6年次
	獣医保健看護学類	獣医保健看護学類	3年次・4年次

### (2) 各学年の流れについて

1年次では、「農食環境学群」、「獣医学群」を問わず、全員が基盤教育として共通科目を履修。入学後の1年間は、2年次から始まる専門教育への基礎力をじっくりと養うことができます。

2年次では、専門基礎教育を学びながら自分の興味や可能性について時間をかけて考えた後にコース(学類内での選択)を決めます。

3～4年次(獣医学類は3～6年次)では、自分の選択したコースでより専門的な知識を学び、コース独自の科目を習得していきます。

### (3) コース選択について

※1 酪農学コースにはサブコースとして実践酪農学があります。1年次の後学期に希望者を募り、2年次から「実践酪農学実習Ⅰ」「実践酪農学実習Ⅱ」を履修することになります。

※2 教職コースは、循環農学類、食と健康学類いずれかの学類に所属します。1年次の後学期に希望者を募り、所定の認定手続きを経て、2年次から教職コースで開講する専門授業を受けることになります。

#### (4) 転学群・転学類について

自分の所属する学群・学類から変更を希望する場合は、所定の手続きが必要となります。

### 7. 卒業及び学位

4年次終了時（獣医学類は6年次終了時）に卒業認定を行います。この時に学則に定める修業年限以上在学し、学則並びに履修規程に定める授業科目及び単位を修得し、卒業を認められた者には次の学士の学位が授与されます。

学 群	学 類	学 位 又 は 称 号
農食環境学群	循環農学類	学士（農学）
	食と健康学類	学士（食品学）
	環境共生学類	学士（環境学）
獣医学群	獣医学類	学士（獣医学）
	獣医保健看護学類	学士（獣医保健看護学）

### 8. 修業年限

#### (1) 修業年限と在学年限

大学に入学し、教育課程を終了するために必要な最小限の在学すべき年数を修業年限といいます。また、学生が修業年限を超えて在学できる年数を在学年限といい、学則第16条により修業年限の2倍を超えて在学することはできず、この在学年限を超えた者は学則第38条により除籍となります。

なお、在学年限には休学期間は算入しません。

##### ①農食環境学群の学生

修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

##### ②獣医学群（獣医学類）の学生

修業年限は6年です。在学年限は休学期間を除いて12年以内です。

獣医学群獣医学類においては、同一学年の在学年数を3年以内とし、3年を超えて同一学年に在学することができません。

##### ③獣医学群（獣医保健看護学類）の学生

修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

#### (2) 休学期間

一度の休学期間は原則として1年以内とし、通算して4年を超えることはできません。この休学期間を超えた場合は学則第38条により除籍となります。

#### (3) 休学・退学時期と単位認定

休学・退学の期日が、学期の中途になる場合は、当該学期中の履修科目の単位認定は行われません。

## 9. 教務確認事項

### (1) 教務1課の取扱業務

#### ①教務1課取扱業務

- ◇カリキュラム、シラバス、履修に関すること
- ◇授業、試験、成績に関すること
- ◇進級・卒業、学籍管理に関すること
- ◇教職課程、その他資格取得に関すること
- ◇研究生、科目等履修生の受入に関すること
- ◇教室管理に関すること
- ◇各種証明書の発行他

#### ②教務1課窓口取扱時間

平日（月～金曜日）8：30～17：00

但し、平日11：30～12：30は休憩時間の為、窓口業務は行いません。

土曜日、日・祝祭日は原則窓口業務は行いません。

#### ③本学への問い合わせ

学生の電話による照会や、父母や友人からの学生呼び出しについては一切応じません。また、友人・知人からの学生の連絡先の問い合わせについても、個人情報保護の観点から一切教えられません。

### (2) 証明書交付申込み

成績証明書、在学証明書等は教務1課窓口で下記の手順により申し込んでください。

教務1課前に設置してある証紙自動販売機（月～金曜16：45まで）で該当手数料の証紙を購入し、「教育センター教務1課証明書交付申込書(A)」（緑色）に貼付して教務1課窓口に提出し、学生証を提示の上、証明書の交付を受けてください。ただし、証明書の種類によって発行に日数を要することがあります。

卒業年次の成績証明書および卒業見込証明書は就職課窓口で受付印受領後、教務1課窓口へ提出してください。卒業見込証明書は、教務1課で履修登録が確実に行われているかどうか確認してからの発行となります。

### (3) 学生への連絡と掲示

学生への通知・連絡は、直接口頭で伝達する以外は掲示・UNIPAより行います。休講、補講、教室変更、時間変更、または手続書類不備の呼出し等の緊急を要することなどをお知らせしますので、必ず掲示板・UNIPAの情報を確認する習慣をつけてください。一度それらによってお伝えした事項については周知されたものとして取り扱いますので、掲示・UNIPAの情報を確認しないことで不都合や不利益を受けることがないよう、十分注意してください。

掲示につきまして、教務1課、学生課、就職課等からの通知や連絡は学生サービスセンターと中央館の「渡り廊下掲示板」に掲示されます。ただし、休講情報は学生サービスセンター2階の教務1課窓口カウンター上にある「休講掲示板」で、また授業時間および教室の変更等は教務1課前の掲示板でお知らせします。

その他各館の建物1階にも掲示板がありますので、日頃の確認を励行してください。

#### (4) 学生または保証人の住所等変更の届出

学生本人や保証人の住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに以下の要領で変更手続きを行ってください。前記のとおり、学生への通知や連絡は UNIPA・掲示板等で行いますが、修学指導上で緊急を要する場合は学生本人に直接連絡をとらせていただくことがありますので、連絡がつかず不利益を受けることがないよう届け出は確実に行ってください。

- ・学生本人の現住所・電話番号等を変更する場合は、速やかに UNIPA の「学籍情報変更申請」より変更申請を行ってください。
- ・学生本人の改姓・改名、保証人の現住所・電話番号等の変更、または保証人を変更する場合は、速やかに「入学誓書に関する変更届」(教務1課窓口) を提出してください。

#### (5) 学生個人情報

##### ①個人情報の保護と利用

2005年4月1日より「個人情報保護法」が完全施行され、本学では学生個人情報保護に関する学内規程を制定し、個人情報の収集・管理・利用・開示・提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓蒙活動を通じて個人情報の適正な利用に努めています。みなさんの個人情報については、厳重に保護し、漏洩等が無いようにしっかり管理し、みなさんの教育学習機会を妨げることなく、円滑で有意義な大学生活を過ごせるように教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用することになります。なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知又は公表します。

##### ②学業成績等の保証人への提供

本学では、保証人（ご父母様等）と連携した個別修学指導を教育運営上有益な取り組みと考えており、学期末の成績が確定した段階で保証人宛に「成績通知表」を送付し、修学状況に関する問い合わせや相談等に応じています。しかしながら、個人情報の保護に関する法律に従い、学生本人が同意しない場合には学業成績、修学状況等に関する情報を保証人にお伝えすることはできません。

##### ③掲示及び Web 情報学生支援システム（UNIPA）における表記

学生への通知・連絡は、直接口頭で伝達する以外は基本的には UNIPA・掲示板によって行われます。掲示板での掲示により個人を特定して呼び出す場合、試験結果や再試験の連絡、及びレポート提出連絡については基本的に学籍番号のみの表示にて行います。

## 10. 教職課程

#### (1) 教職課程とは

学校の先生になりたいと考えている学生は、教育職員免許法に定める教育職員免許状を取得して、学校教育法に定める学校（小学校・中学校・高等学校等）の教育職員（教諭等）にならなければなりません。

本学の農食環境学群（管理栄養士コースを除く）では、教育職員免許状取得に必要な科目を履修できるように教職課程を開設しています。教育職員免許状取得のためには、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教職課程の単位を修得する必要があります。

教員は専門職であり、他の仕事にはない独自の任務があり、教職課程は教員としての基礎的能力の養成を目指すものです。そのための教育内容・指導等はとても厳しいものとなりますので、教職課程の履修を希望する学生は、なぜ教職課程を履修したいのかを深く考えてから履修してください。（詳細は別途ガイダンスで説明します。）

## (2) 教職コースとは

本学では教員免許を取得する方法としては、各学類コースに所属しながら教職課程に登録して免許を取得する方法と、教員養成を目的とした「教職コース」に所属して免許を取得する方法の2つがあります。このうち「教職コース」は、酪農学園大学の実学教育の特色を活かしながら実践的でコミュニケーション能力の豊かな教員を養成することを目的として、「循環農学類」と「食と健康学類」に新設されたコースです。教職コースは、卒業時に自動的に農業科の免許が取得できる仕組みになっており、さらに理科（中学・高校）または社会科・公民科の複数の免許を取得することで、農を基盤としながら幅広い領域に対応できる教員を目指すことが可能です。

### 教職コースと教職課程生との違い

項目	教職コース	教職課程生
受講科目	教職コース専門科目（教職応用演習、インターンシップ等）を優先的に受講可能	左記科目については、受講年次・人数による制限がかかることがある
卒業要件単位	教職に関する科目などの約30～40単位分が卒業要件に加算	教職に関する科目については、卒業要件に含まれない
研究室・卒論	3年次から教職センター担当教員の研究室に所属して卒論の指導も受ける	教職センター担当教員以外の教員の研究室に所属して卒論の指導も受ける
教育実習	3年生の後学期に実施	4年生の前学期または後学期に実施
その他	周りのコース生全員が教員採用試験を目指した学習環境	教員採用試験を受験しない多様な学生も交えた学習環境

## (3) 本学で取得できる教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類および教科は次のとおりです。

学群	学類	免許状の種類	免許教科
農食環境学群	循環農学類	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	農業
	食と健康学類	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	農業
	環境共生学類	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科

## (4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ

本学の教職課程の科目の中には、1年次前学期に開講されている科目もありますので、よく注意して履修登録を行なってください。※下記の予定は変更となる場合もありますので注意してください。

学年	教職コース学生	教職コース以外の学生
1年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修登録（4月）</li> <li>・教職課程履修ガイダンス（7月上旬）</li> <li>・教職課程登録受付（7月下旬）</li> <li>・教育実習内諾交渉資格の審査（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修登録（4月）</li> <li>・教職課程履修ガイダンス（7月上旬）</li> <li>・教職課程登録受付（7月下旬）</li> </ul>

学年	教職コース学生	教職コース以外の学生
2年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>・介護等体験及び教育実習ガイダンス（4月）</li> <li>・介護等体験（中学一種免許状取得希望者）</li> <li>・教育実習履修資格の審査（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>・教育実習内諾交渉資格の審査（3月）</li> </ul>
3年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>・教育実習ガイダンス（4月下旬）</li> <li>・教育実習（5～11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護等体験及び教育実習ガイダンス（4月）</li> <li>・介護等体験（中学一種免許状取得希望者）</li> <li>・教育実習履修資格の審査（3月）</li> </ul>
4年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>・教員免許状申請ガイダンス（12月中旬）</li> <li>・教員免許状授与式（3月卒業式同日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>・教育実習ガイダンス（4月下旬）</li> <li>・教育実習（5～11月）</li> <li>・教員免許状申請ガイダンス（12月中旬）</li> <li>・教員免許状授与式（3月卒業式同日）</li> </ul>

## (5) 教職課程登録申込みについて

### ①教職課程登録ガイダンス

教職課程登録に関するガイダンスは、7月上旬に「教職入門」の授業のなかで、実施する予定です。

詳しい日程等は、掲示板等でお知らせします。

### ②教職課程料：30,000円（申込み時のみ）

一度払込んだ教職課程料は一切返還できません。

## (6) 教育職員免許状取得に必要な科目

教育職員免許状を取得するために必要な科目は、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」に大別することができます。

本学では「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科または教職に関する科目」の4つの分野の科目を開講し、教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得することになります。

### 1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

上記条文の内容に基づき、本学の各学類において修得すべき科目は以下の通りです。1年次より開講されている科目もありますので、教職課程の履修を考えている学生は必ず履修するようにしてください。

なお、表中の「必修・選択の別」は、免許状を取得するに際しての必修・選択の区分で、カリキュラム上の必修・選択区分ではありません。

学類	免許法施行規則第66条の6に定める科目区分	単位数	左記に対応する本学開講の授業科目				備考
			授業科目	必修・選択	単位数	開講年次	
(農食環境学群) 循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	日本国憲法	2	日本国憲法	必修	2	1年前・後期	2科目より 1科目選択 必修
	体育	2	体育実技Ⅰ	必修	1	1年前期	
			体育実技Ⅱ	選択	1	1年後期	
			運動の科学	選択	2	1年後期	
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	必修	2	1年前期	
			英語Ⅱ	必修	2	1年前期	
	情報機器の操作	2	情報処理基礎演習	必修	1	1年後期	
			情報処理演習	必修	1	2年前期	

## 2. 教職に関する科目

教師になるための資質向上を目的とした教科指導・生徒指導等に関する科目、また教育実習等、学校での教授・指導に直接資する知識及び技能を修得させるための科目として位置づけられ、全ての免許状に必要な科目と、免許教科ごとの専門科目で構成されており、必要な単位を修得しなければなりません。

取得した単位は、教職コース生は卒業必要単位ですが、教職コース生以外は卒業必要単位数には算入されません。

教職に関する科目の開設体制	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講の授業科目				
	科 目	単位数	授 業 科 目	必修・選択	単位数	開講年次	
(農食環境学群)	教職の意義等に関する科目	2	教 職 入 門	必修	2	1年前期	
			教 職 概 論	必修	2	3年前期	
			教 職 特 論 <sup>(※2)選択</sup>		2	2年後期	
	教育の基礎理論に関する科目	6	教 育 原 理	必修	2	1年後期	
			教 職 応 用 演 習 I <sup>(※2)選択</sup>		2	3年前期	
			教 育 心 理 学	必修	2	1年後期	
			特 別 支 援 教 育 論	必修	2	2年前期	
			教 育 社 会 学	必修	2	3年後期	
			生 涯 学 習 論	必修	2	4年前期	
	教育課程及び指導法に関する科目	中12 高6	教 育 課 程 論	必修	2	2年前期	
			理 科 教 育 法 I	取得しようとする免許教科の指導法のIとIIについて必修	2	2年後期	
			理 科 教 育 法 II		2	3年前期	
			理 科 教 育 法 III		2	3年後期	
			理 科 教 育 法 IV		2	4年前期	
			農 業 科 教 育 法 I		2	2年後期	
			農 業 科 教 育 法 II		2	3年前期	
			社会科・地理歴史科教育法 I	「中学社会」取得希望者必修	2	2年後期	
			社会科・地理歴史科教育法 II		2	3年前期	
			社会科・公民科教育法 I	「中学社会」及び「高校公民」取得希望者必修	2	2年後期	
			社会科・公民科教育法 II		2	3年前期	
			道 徳 教 育 指 導 論	中学のみ必修	2	4年後期	
			特 別 活 動 論	必修	2	3年前期	
			教 育 方 法 論	必修	2	2年前期	
			教 材 開 発 演 習 <sup>(※2)選択</sup>		2	4年後期	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	必修	2	2年後期	
			教 育 相 談 論	必修	2	2年後期	
	教育実習 <sup>(※1)</sup>	中5 高3	教 育 実 習 ( 中 ・ 高 1 免 )	必修	中5 高3	3年後期	
			教 育 実 習 ( 高 1 免 ) (事前・事後指導含む)			又は 4年前期	
	教職実践演習	2	教職実践演習 ( 中 ・ 高 1 免 )	必修	2	4年後期	

※1 中学一種免許状取得希望者は5単位必修、高校一種免許状取得希望者は3単位必修

※2 「教職特論」、「教職応用演習I」、「教材開発演習」は、教職コース専攻教育科目のため、教職コース生以外の学生は4年次に履修登録が可能。修得した単位は自由科目として卒業必要単位数に算入されます。

### 3. 教科に関する科目

教師になって担当する教科の専門的な知識及び技能の習得を目的とした科目で、後のページにある各学類の免許教科別の表にある必修科目と選択科目の必要な単位数を修得しなければなりません。

- ・各学類カリキュラムの必修科目開設状況により、学類・免許教科によって最低修得単位が異なります。
- ・免許教科が同じであっても、各学類で必修科目・選択科目が異なりますので、所属する学類の科目を履修してください。なお、中学一種「社会」、高校一種「公民」の選択科目である「環境思想・倫理学」については環境共生学類で開講する同科目を履修してください。
- ・表中の○印の科目（職業指導Ⅰ・Ⅱ）は教職課教育科目で、卒業必要単位数には含まれません。

### 4. 教科又は教職に関する科目

本学では「教科又は教職に関する科目」を開講しております。必ず履修して修得しなければならないというものではありませんが、次に掲げる科目を修得した場合は「教科又は教職に関する科目」の単位として認められます。（循環農学類、食と健康学類の2学類のみ開講している。）

学類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目（単位数）	必修・選択	開講年次
循環農学類 食と健康学類	教科又は教職に関する科目	サービス・ラーニング(2)	選択	2年前・後期
		教職インターンシップⅠ(4)	選択	3年前期
		教職インターンシップⅡ(4)	選択	4年前期
		教職応用演習Ⅱ(2)	選択	3年後期

※卒業要件単位数に算入される。ただし、教職コース専攻教育のため、教職コース以外の学生は4年次に履修登録が可能。

#### ○各学類における免許種別の最低修得単位数

##### 中学校教諭一種免許状

学類	免許教科	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
免許法施行規則に定める単位数		20	31	8	59
循環農学類	理科	22	37	0	59
	社会	20	41	0	61
食と健康学類	理科	22	37	0	59
	社会	20	41	0	61
環境共生学類	理科	22	37	0	59

##### 高等学校教諭一種免許状

学類	免許教科	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
免許法施行規則に定める単位数		20	23	16	59
循環農学類	理科	26	33	0	59
	公民	26	33	0	59
	農業	26	33	0	59
食と健康学類	理科	26	33	0	59
	公民	26	33	0	59
	農業	26	33	0	59
環境共生学類	理科	26	33	0	59

## 「教科に関する科目」の学類・教科別の表

## 循環農学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する本学開講の授業科目					
	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次
物 理 学	物理 学 エネルギーの物理学	2 2	2年前・後期 2年後期	環境 物理 学	2	2年前期
物 理 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物理 学 実 験	1	2年前・後期			
化 学 学	化 学 学 無 機 化 学 有 機 化 学	2 2 2	1年前・後期 2年前期 2年前期	物 理 化 学 分 析 化 学 食 品 化 学 食 品 分 析 学	2 2 2 2	2年前期 3年後期 2年後期 3年前期
化 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化 学 実 験	1	1年前・後期			
生 物 学	生 物 学	2	1年前・後期	生 化 学 微 生 物 学 植 物 生 理 学 動 物 生 理 学 昆 虫 学 基 礎 生 態 学 分 子 生 物 学 遺 伝 学 作 物 育 種 学 景 觀 生 態 学 生 物 分 類 学 保 全 生 物 学 動 物 形 態 機能 学 生 物 地 球 化 学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年後期 2年前期 2年前・後期 2年前・後期 2年後期 2年後期 2年後期 2年後期 3年前期 3年後期 2年前期 3年前期 2年前期 2年前期
生 物 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生 物 学 実 験	1	1年前・後期			
地 学 学	地 学 学	2	2年前・後期	氣 象 學 の 基 礎 農 業 氣 象 学	2 2	2年後期 4年後期
地 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地 学 実 験	1	2年前・後期			
最低修得単位数	中学一種 必修 18単位			中学一種 選択 4 単位以上		
	高校一種 必修 18単位			高校一種 選択 8 単位以上		

## 循環農学類：中学一種免許状「社会」

## 循環農学類：高校一種免許状「公民」

循環農学類：高校1種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する本学開講の授業科目					
	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次
農 業 の 関 係 科 目	農 場 実 習	1	1年前期	循 環 型 農 業 論	2	1年後期
	循 環 農 学 概 論	2	1年後期	土 壤 学	2	2年前期
	作 物 栽 培 学	2	2年後期	家 畜 育 種 学	2	2年後期
	園 芸 学	2	3年前期	家 畜 繁 殖 学	2	2年後期
	農 業 経 営 学 概 論	2	2年前期	家 畜 栄 養 学	2	2年前期
	食 品 学	2	2年前期	家 畜 解 剖 学	2	3年前期
				家 畜 飼 料 学	2	2年後期
				家 畜 管 理 学	2	2年前期
				農 業 機 械 学	2	3年後期
				植 物 栄 養 学	2	2年前期
				作 物 保 護 学	2	3年前期
				学 外 農 場 実 習	4	2年前期
				農 業 政 策 学	2	3年後期
				乳 科 学	2	2年後期
				食 肉 科 学	2	2年前期
				食 品 衛 生 学	2	3年後期
				公 衆 衛 生 学	2	3年前期
				食 品 製 造 学	2	2年後期
				農 畜 産 物 市 場 論	2	2年前期
				農 村 社 会 学	2	2年後期
				酪 農 学 概 論	2	2年前期
				畜 产 学 概 論	2	2年前期
				農 学 概 論	2	2年前期
				農 業 経 済 学 概 論	2	2年前期
				乳 牛 飼 養 学	2	3年後期
				乳 用 家 畜 学	2	3年前期
				酪 農 經 営 論	2	3年前期
				飼 料 作 物 学	2	3年前期
				乳 利 用 学	2	3年後期
				草 地 学	2	3年後期
				家 畜 衛 生 学	2	3年前期
				泌 乳 生 理 学	2	3年後期
				乳 利 用 学 実 習	1	3年後期
				乳用家畜生産学実習Ⅰ	1	3年前期
				草地・飼料作物学実験	1	3年前期
				肉 牛 飼 養 学	2	3年後期

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する本学開講の授業科目					
	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次
農 業 の 関 係 科 目				肉用家畜学	2	3年前期
				畜産経営論	2	3年前期
				肉利用学	2	3年後期
				肉畜肥育学	2	3年後期
				肉利用学実習	1	3年後期
				肉用家畜生産学実習I	1	3年前期
				水稻栽培学	2	3年前期
				畑作物栽培学	2	3年後期
				農業経営学	2	3年前期
				蔬菜園芸学	2	3年前期
				花卉園芸学	2	3年後期
				土壤肥沃度論	2	3年後期
				雑草学	2	3年前期
				アグリビジネス論	2	3年後期
				栽培学実習I	1	3年前期
				栽培学実習II	1	3年後期
				農業市場論	2	3年前期
				食料・農業政策論	2	3年前期
				農業協同組合論	2	3年前期
				地域計画論	2	3年後期
				国際農業論	2	3年後期
				食文化論	2	3年前期
				家畜繁殖技術論	2	4年前期
				受精卵移植論	2	4年前期
				放牧利用学	2	4年後期
				農業施設学	2	4年後期
				有機フードシステム論	2	4年後期
				有機農学総論	2	4年前期
				営農システム論	2	4年後期
				実践酪農学	2	1年前期
職 業 指 導	○職業指導I（農業） ○職業指導II（農業）	2 2	2年後期 3年前期			
最低修得単位数	必修 15単位			選択 11単位以上		

## 「教科に関する科目」の学類・教科別の表

## 食と健康学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する本学開講の授業科目					
	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次
物 理 学	物 理 学 エネルギーの物理学	2 2	2年前・後期 2年後期	環 境 物 理 学 食 品 物 性 学	2 2	2年前期 3年前期
物 理 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物 理 学 実 験	1	2年前・後期			
化 学 学	化 学 学 無 機 化 学 有 機 化 学	2 2 2	1年前・後期 2年前期 2年前期	物 理 化 学 分 析 化 学 食 品 化 学 食 品 分 析 学 タ ン パ ク 質 化 学	2 2 2 2 2	2年前期 3年後期 2年後期 3年前期 3年後期
化 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化 学 実 験	1	1年前・後期			
生 物 学	生 物 学	2	1年前・後期	生 化 学 微 生 物 学 植 物 生 理 学 動 物 生 理 学 昆 虫 学 基 礎 生 態 学 分 子 生 物 学 遺 伝 学 作 物 育 種 学 景 観 生 態 学 生 物 分 類 学 保 全 生 物 学 動 物 形 態 機 能 学 生 物 地 球 化 学 応 用 生 化 学 食 品 栄 養 学 食 品 微 生 物 学 生 物 工 学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年後期 2年前期 2年前・後期 2年前・後期 2年後期 2年後期 2年後期 2年後期 3年前期 3年後期 2年前期 3年前期 2年前期 2年前期 3年前期 3年前期 3年前期 3年前期
生 物 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生 物 学 実 験	1	1年前・後期	食品微生物学実験 食品栄養化学実験 生化学実験	1 1 1	3年前期 3年前期 3年前期
地 学 学	地 学 学	2	2年前・後期	気 象 学 の 基 礎	2	2年後期
地 学 実 験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地 学 実 験	1	2年前・後期			
最低修得単位数	中学一種 必修 高校一種 必修	18単位 18単位		中学一種 選択 高校一種 選択	4 単位以上 8 单位以上	

食と健康学類：中学一種免許状「社会」

## 食と健康学類：高校一種免許状「公民」

## 食と健康学類：高校一種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科 目 区 分	左記に対応する本学開講の授業科目					
	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次
農 業 の 関 係 科 目	農 場 実 習	1	1 年前期	循 環 型 農 業 論	2	1 年後期
	循 環 農 学 概 論	2	1 年後期	土 壤 学	2	2 年前期
	食 品 学	2	2 年前期	家 畜 育 種 学	2	2 年後期
	食 品 製 造 学	2	2 年後期	家 畜 繁 殖 学	2	2 年後期
				家 畜 栄 養 学	2	2 年前期
				家 畜 解 剖 学	2	3 年前期
				家 畜 飼 料 学	2	2 年後期
				家 畜 管 理 学	2	2 年前期
				作 物 栽 培 学	2	2 年後期
				農 業 機 械 学	2	3 年後期
				園 芸 学	2	3 年前期
				植 物 栄 養 学	2	2 年前期
				作 物 保 護 学	2	3 年前期
				学 外 農 場 実 習	4	2 年前期
				農 業 政 策 学	2	3 年後期
				農 業 経 營 学 概 論	2	2 年前期
				乳 科 学	2	2 年後期
				食 肉 科 学	2	2 年前期
				食 品 衛 生 学	2	3 年後期
				公 衆 衛 生 学	2	3 年前期
				農 畜 産 物 市 場 論	2	2 年前期
				農 村 社 会 学	2	2 年後期
				食 品 開 発 学 概 論	2	2 年前期
				發 酵 食 品 学	2	3 年後期
				食 品 資 源 利 用 学	2	3 年後期
				食 品 機 能 論	2	3 年後期
				乳 製 品 製 造 学	2	3 年前期
				肉 製 品 製 造 学	2	3 年前期
				食 品 資 源 学	2	3 年後期
				食 品 加 工 学	2	3 年後期
				食 品 製 造 シ ス テ ム 論	2	3 年後期
				微 生 物 利 用 学	2	3 年前期
				乳 肉 製 造 学 実 習	1	3 年後期
				食 品 流 通 施 設 論	2	3 年前期
				食 品 品 質 保 全 学	2	3 年後期
				食 品 包 裝 資 材 論	2	4 年前期
職 業 指 導	○職業指導Ⅰ（農業）	2	2 年後期			
	○職業指導Ⅱ（農業）	2	3 年前期			
最 低 修 得 単 位 数	必修 11単位			選択 15単位以上		

## 「教科に関する科目」の学類・教科別の表

## 環境共生学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

## 11. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得に関する履修方法

### (1) 資格の概要

- ・食品衛生管理者とは

乳製品、厚生労働大臣が定めた添加物その他食品製造または加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする食品または添加物の製造または加工の衛生管理、ならびに加工に従事する者を監督するものです。上記の製造または加工を行う営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置くことが必要です。

- ・食品衛生監視員とは

国家公務員においては厚生労働大臣の命を受け、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行うものです。又、地方公務員においては、都道府県知事等の命を受け、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、各営業の施設等における食品、添加物等の衛生監視指導を行うものです。

- ・本学循環農学類及び食と健康学類は、食品衛生法第48条6項第3号及び食品衛生法施行令第9条第1号の規定に基づく食品衛生管理者および食品衛生監視員の養成施設として厚生労働大臣より指定されています。

- ・以下の条件を満たす者は、これら資格の有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。所属の施設長から特定の業務に任命される時にその効力を發揮します。

### (2) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得方法

1. 食と健康学類（管理栄養士コース）については、卒業必要単位数を修得すれば卒業と同時に取得できます。

2. 食と健康学類（管理栄養士コース以外のコース）並びに循環農学類については、卒業必要単位数を修得すると共に、各表の科目の単位を修得する必要があります。

- ・A～D群までの各群より1科目以上履修し22単位以上を修得すること
- ・E群から合計18単位以上を修得すること
- ・A～E群において合計40単位以上を修得すること

#### ※有資格者の手続き

有資格の卒業生は、食品関連企業に採用されて必要が生じた時、または公務員に採用されて必要が生じた時に、必要書類を食品関連機関（保健所等）に提出し、食品衛生管理者または食品衛生監視員として勤務する事になります。

必要書類 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格認定証

その他に、企業との雇用関係を証明する書類等が必要になります。

※編入生等が資格の取得を希望する場合は、編入以前に卒業または在籍した大学等が「食品衛生管理者および食品衛生監視員の登録養成施設」であっても、その大学等で修得した単位は、本学では資格取得に必要な単位として単位認定を行っておりませんのでご注意ください。

**循環農学類**

養成施設指定内規で規程する 科目区分	本学開講科目	単位	備 考
A群 (化学関係)	分析化学	2	A～D群の各群より1科 目以上履修し22単位以上 を修得
	有機化学	2	
	無機化学	2	
	化学	2	
B群 (生物化学関係)	生化学	2	A～D群の各群より1科 目以上履修し22単位以上 を修得
	食品化学	2	
	栄養生理学	2	
	食品分析学	2	
C群 (微生物学関係)	微生物学	2	
	食品製造学	2	
D群 (公衆衛生学関係)	公衆衛生学	2	
	食品衛生学	2	
	食品関係法	2	
E群 (その他関連科目)	土壤学	2	E群より18単位以上を修 得
	家畜栄養学	2	
	動物生理学	2	
	家畜衛生学	2	
	乳利用学	2	
	肉利用学	2	
	遺伝学	2	
	植物生理学	2	
	品質管理論	2	
	植物栄養学	2	
	食品学	2	
	乳科学	2	
	食肉科学	2	
	泌乳生理学	2	
合計単位数 40単位以上			

## 食と健康学類

養成施設指定内規で規程する科目区分	本学開講科目	単位	備考
A群 (化学関係)	分析化学	2	A～D群の各群より1科目以上履修し22単位以上を修得
	有機化学	2	
	無機化学	2	
	化学	2	
B群 (生物化学関係)	生化学	2	A～D群の各群より1科目以上履修し22単位以上を修得
	生化学実験	1	
	応用生化学	2	
	食品化学	2	
	栄養生理学	2	
C群 (微生物学関係)	食品分析学	2	A～D群の各群より1科目以上履修し22単位以上を修得
	微生物学	2	
	食品微生物学	2	
	食品微生物学実験	1	
D群 (公衆衛生学関係)	食品製造学	2	A～D群の各群より1科目以上履修し22単位以上を修得
	公衆衛生学	2	
	食品衛生学	2	
E群 (その他関連科目)	食品関係法	2	E群より18単位以上を修得
	乳製品製造学	2	
	肉製品製造学	2	
	食品物性学	2	
	食品栄養学	2	
	乳肉製造学実習	1	
	食品栄養化学実験	1	
	乳科学	2	
	食肉科学	2	
	土壤学	2	
	植物生理学	2	
	動物生理学	2	
	品質管理論	2	
	遺伝学	2	
	家畜栄養学	2	
	植物栄養学	2	
	食品学	2	
	タンパク質化学	2	
	食品と免疫	2	
	発酵食品学	2	
	食品加工学	2	
	微生物利用学	2	
	食品品質特性学実験	1	
	食品品質保全学	2	
	食品表示学	2	
合計単位数 40単位以上			

## 12. フードスペシャリスト資格の取得について

### 1. フードスペシャリストとは

食品の官能評価・鑑別など「食」に関する高度な専門知識・技術を有し、食べ物や食生活について、流通・販売者と消費者に的確な情報を提供し、またレストランや食堂などで快適な飲食ができるよう食空間をコーディネートし、さらに「食」に関する消費者のクレームを処理できる専門職に与えられる資格で、消費者サイドに立った流通・消費の分野における「食品」の専門職として誕生した資格です。公益社団法人日本フードスペシャリスト協会が認定します。

### 2. 対象学生

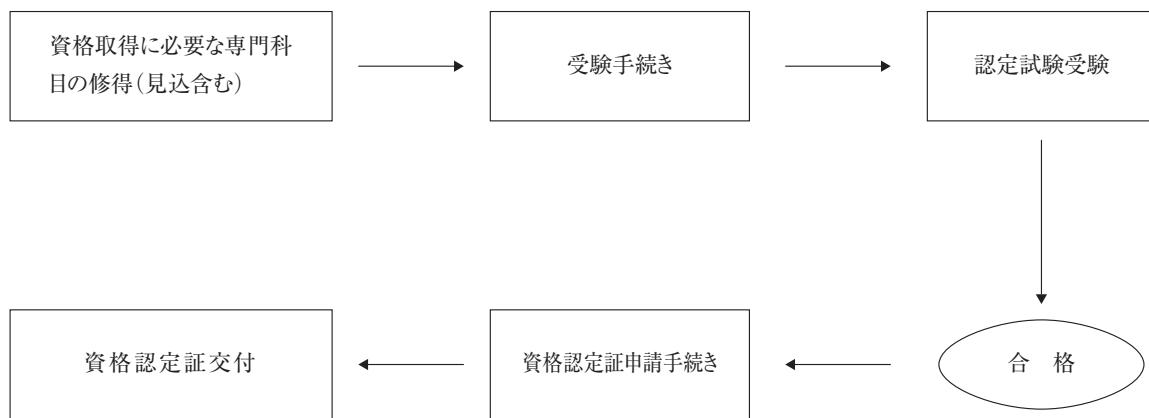
対象は、食と健康学類の学生で、下記の要件を充足しなければなりません。これらの要件が充足されていない場合はフードスペシャリスト資格の取得ができなくなるので注意してください。

### 3. 取得に必要な要件

- ①基礎資格卒業要件を具备すること。
- ②フードスペシャリスト資格取得に必要な食と健康学類で開講される専門教育科目を別表のとおり修得すること。
- ③フードスペシャリスト認定試験に合格すること。

### 4. 資格取得までの流れ

認定試験は毎年12月中旬～下旬に実施されます。合格者の発表は翌1月下旬です。詳しい日程等は掲示板等でお知らせします。



### 5. 受験手数料等

- ①認定試験受験料：4,000円
- ②資格認定証申請料：4,000円（認定試験合格後）

フードスペシャリスト資格に必要な専門科目  
食と健康学類（管理栄養士コース以外のコース）

規 程 科 目	開 講 科 目	単位
フードスペシャリスト論	食と健康学概論	2
食品の官能評価・鑑別論	食品分析学	2
	食品総合実験・実習	1
食物学に関する科目	食品化学	2
	食品包装資材論	2
	*乳肉製造学実習	1
	*食品機能科学総合実験	1
	*食品流通実験・実習 I	1
食品の安全性に関する科目	食品衛生学	2
	食品微生物学	2
調理学に関する科目	調理学概論	2
	調理学実習 I	1
	調理学実習 II	1
栄養と健康に関する科目	食品栄養学	2
	食品機能論	2
食品流通・消費に関する科目	食品流通論	2
	食料経済論	2
フードコーディネート論	フードコーディネート論	2
合 計		28単位

\*の科目は、3科目のうち1科目選択必修科目（各自のコース専攻教育科目を履修すること）

## 食と健康学類（管理栄養士コース）

規 定 科 目	開 講 科 目	単 位
フードスペシャリスト論	食と健康学概論	2
食品の官能評価・鑑別論	食品学実験・実習 I	1
	食品学実験・実習 II	1
食物学に関する科目	食品学	2
	食品加工学	2
	食品加工学実習	1
食品の安全性に関する科目	食品衛生学	2
調理学に関する科目	調理学	2
	調理学実験・実習 I	1
	調理学実験・実習 II	1
栄養と健康に関する科目	基礎栄養学	2
	応用栄養学 I	2
食品流通・消費に関する科目	食料経済論	2
フードコーディネート論	フードコーディネート論	2
合 計		23単位

## 13. 家畜（牛）人工授精師資格の取得について

### 1. 家畜（牛）人工授精師とは

「家畜人工授精師」の資格は、家畜改良増殖法に基づく農林水産省認定の国家資格で、農林水産大臣が指定する大学等や都道府県が家畜別に行う講習会の課程を修了し、修業試験に合格すると、合格した修業試験の家畜の種類についてのみ業務を行うことができます。

本学の循環農学類では、「家畜（牛）人工授精師養成講習会」を行っており、合格すると牛にかかる人工授精師として業務を行うことができます（牛以外の馬や羊などの家畜に関する業務はできません）。

本学が定める授業科目の単位を修得し、4年次の夏休みに「家畜人工授精師養成講習会」を受講、最終試験に合格すると「家畜人工授精師証」の申請に必要な「家畜人工授精師修業試験合格証」を取得することができます。

免許証が交付されると、主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として、家畜（牛）の人工授精業務に従事します。

### 2. 対象学生

循環農学類の学生で、家畜改良増殖法に基づく所定の授業科目を履修・単位修得した学生が、講習会を受講することができます。講習会の受講対象は4年生のみです。

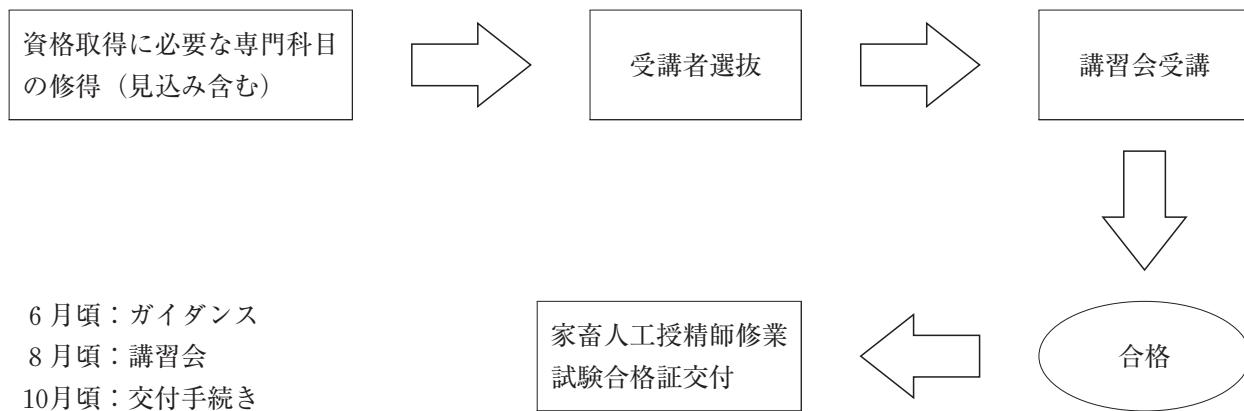
(注) 講習会の受講人数は55名予定しています。

### 3. 取得に必要な要件

- ①家畜人工授精師資格取得に必要な循環農学類で開講される専門教育科目を別表のとおり単位を修得すること
- ②講習会を受講し、合格すること

### 4. 講習会までの流れ

講習会は毎年、夏季休業期間に実施されます。詳しい日程や受講者の選抜方法等は掲示板等でお知らせします。



### 5. 受講手数料等

講習会受講手数料：6,000円（別途テキスト代を徴収）

## 本学指定科目

循環農学類の学生で、家畜（牛）人工授精師資格希望者は次の科目を履修・修得してください

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一般科目	畜産概論	酪農学概論または畜産学概論※①	2	2年前期
	家畜の栄養	家畜栄養学	2	2年前期
	家畜の飼養管理	家畜管理学	2	2年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	2年後期
専門科目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	3年前期
	繁殖生理			
	精子生理	家畜繁殖学	2	2年後期
	種付けの理論			
	体内受精卵移植概論	家畜繁殖技術論または受精卵移植論 ※②	2	4年前期
実習	受精卵の生理及び形態			
	体外受精卵移植概論			
	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験	1	2年前期
	家畜の審査	—	—	—
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	2年前期
	発情鑑定	—	—	—

※①「酪農学概論」または「畜産学概論」いずれか1科目を履修・修得してください

※②「家畜繁殖技術論」または「受精卵移植論」いずれか1科目を履修・修得してください

## 14. 飼料製造管理者任用資格に関する履修方法

### (1) 資格の概要

飼料製造管理者とは、「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」に基づいて、飼料の製造を実地に管理するための専門家のことです。飼料の製造にあたり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業所ごとに法令に定められた資格を有する業務を行います。

以下の条件を満たす者は有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

### (2) 飼料製造管理者任用資格の取得方法

1. 獣医学類の学生は、卒業必要単位数を修得すれば卒業と同時に取得できます。
2. 循環農学類の学生は、卒業必要単位数を修得すると共に、本学が指定する下表の科目の単位を修得する必要があります。

※飼料製造管理者の申請をする際には、修得科目の記載された書類を農林水産省に照会し、「大学において畜産学の課程を修めた者」としての資格があるかを個別に確認する必要があります。

#### 本学指定科目

循環農学類の学生で、飼料製造管理者任用資格希望者は次の科目を履修・修得してください。

(指定科目)	本学で指定する科目
(1) 家畜育種学	家畜育種学
(2) 家畜品種論	※該当なし
(3) 家畜繁殖学	家畜繁殖学
(4) 家畜栄養学	家畜栄養学
(5) 飼料学	家畜飼料学
(6) 家畜管理学	家畜管理学
(7) 家畜解剖学又は組織学	家畜解剖学
(8) 家畜生理学又は生化学	生化学
(9) 畜産物利用学	肉利用学 又は 乳利用学
(10) 草地利用学	草地学
(11) 家畜衛生学	家畜衛生学
(12) 畜産学汎論	畜産学概論 又は 酪農学概論
(13) 畜産経営論	畜産経営論 又は 酪農経営論

※「大学において畜産学の課程を修めた者」とは、(1)から(13)までの13科目（相当する科目を含む）のうち、11科目以上の単位を大学等において取得した者。

# 酪農学園大学関連規程

# 酪農学園大学農食環境学群履修規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、農食環境学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

## (授業科目)

第2条 授業科目および単位数ならびに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

## (授業)

第3条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

## (卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第15条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

## (進級認定)

第5条 1～3年次各終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

循環農学類	1年次	20単位以上
食と健康学類（管理栄養士コース除く）	2年次	55単位以上
環境共生学類	3年次	90単位以上

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数（合計25科目）のうち、21科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数（合計45科目）のうち、43科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数（合計65科目）のうち、63科目以上修得

2 前項に定める単位を修得できない者は、留年とし、同学年で2回留年となった者には、学群長より当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

## (必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。

## (選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

## (履修登録および履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務1課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。

3 同一時間に2科目以上履修することはできない。ただし、履修すべき科目の時間割（集中授業、補講含む）が重複する場合は教育センター教務1課に申し出なければならない。

- 4 すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。ただし、編入学者が教職課程の教科に関する専門教育科目を履修する場合は、その限りではない。
- 5 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）を履修する場合は、その限りではない。
- 6 食と健康学類管理栄養士コースは前項ただし書きの定めによらず、留年になった者は次年次配当の必修科目（実験・実習を除く）を履修することができる。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む5科目までとする。
- 7 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間表に従って履修しなければならない。
- 8 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
- 9 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
- 10 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。
- 11 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

（履修制限および開講取り消し）

- 第9条 各年次において、年間42単位を超えて履修することはできない。また、一学期につき24単位を超えて履修することはできない。ただし、教職課程教育科目については履修制限から除外する。
- 2 第22条第3項に該当する学業成績良好な学生には、同項に定める単位数を上限とする。
  - 3 食と健康学類管理栄養士コース1年次の上限単位数は、前項と同じ単位数を適用する。
  - 4 履修者数が10名未満の選択科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。
  - 5 その他に履修を制限する場合がある。

（他学群他学類の授業科目の履修）

第10条 他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

（他大学等で修得した単位の取扱い）

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

（履修授業科目の変更）

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

- ①授業時間表に変更があった場合。
- ②履修登録内容に不備があった場合。
- ③その他やむを得ないと認められる場合。

（授業時間）

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

- 2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

- 3 授業時間表は、学年の始めに定める。
- 4 11、12時限目は主として補講を実施する。

(試験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

- 2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。
- 3 試験は、平常試験および定期試験ならびに追試験とする。
- 4 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。
- 5 実験、実習および演習等にあっては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

(平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて、隨時行う試験をいう。

(定期試験)

第16条 定期試験は、期末試験と中間試験からなる。

- 2 期末試験とは、授業科目が終了する時に行われる試験をいう。
- 3 中間試験とは、授業科目が二学期以上にわたるとき、前の学期末に行われる試験をいう。
- 4 定期試験は、原則として前学期は7月下旬～8月上旬、後学期は2月上旬に行う。
- 5 試験時間は、原則として60分とする。

(追試験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で期末試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験は、原則として次の場合にのみ認める。
  - ①病気により受験不可能になった場合。(医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付)
  - ②交通機関の事故により受験不可能になった場合。(遅延証明または事故証明書添付)
  - ③家族の葬儀により受験不可能になった場合。(会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付)
  - ④就職試験により受験不可能になった場合。(試験の日時を証明する書類添付)
  - ⑤第25条第1項の規定(公認欠席)により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
  - ⑥その他災害等やむなき事由により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
- 3 追試験を受験しようとする者は、期末試験後1週間以内に、試験欠席届を教育センター教務1課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、期末試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

(試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日前に学生に告示する。

(受験資格)

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

(試験に関する注意)

第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、そのほか試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

- 2 受験中は、携帯電話、PHSまたはこれに類する機器等の電源を切りカバン等にしまうこと。

- 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
- 4 試験開始後25分間は、退場できない。
- 5 答案用紙に、学類、学年、組、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
- 6 試験場では、試験監督者の指示に従わなければならない。
- 7 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第42条の規定により厳重な処分をする。

(成績)

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号および第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」については、合格(P)、不合格(F)の2種の評語のみで表示する。

- 3 成績評語基準は、次のとおりとする。

合 格 S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)

P (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格)

不 合 格 D (59点以下および試験欠席)

F (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格)

- 4 学則第38条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

(G P A)

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average／グレード・ポイント・アベージュの略)は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、以下の計算式によって算出する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{ の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- 2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし認とP、Fは対象外とする。

S (100~90点) : 4.0 、 A (89~80点) : 3.0 、 B (79~70点) : 2.0

C (69~60点) : 1.0 、 D (59点以下、試験欠席) : 0 、 × (受験不可) : 0

- 3 履修登録時において前年度のG P Aが3.1以上の者は、年間48単位、一学期26単位を上限として履修することができる。

- 4 2学期連続してG P Aが1.0未満の者については、指導・助言を行う。

- 5 3学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学群長より退学勧告を行う。

- 6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積G P Aが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

(成績発表)

第23条 期末試験の成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

- 2 成績は、学生の保証人に通知することがある。

(欠席)

第24条 病気その他の理由（家族等の葬儀も含む）で授業を欠席する場合は、「欠席届」（教育センター教務1課に常備）に学生担当教員（アドバイザーまたは研究室等指導教員）の認印を受け、欠席する授業

科目担当教員に届け出なければならない。

2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

(公認欠席)

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

(1)学外で行われる教育課程	ア ゼミ調査	年間7授業日以内 (ただし、1科目につき2回まで)
	イ 学外農場実習	年間14日以内
	ウ 海外農業実習	各年間7授業日以内
	エ キャリア実習Ⅰ・Ⅱ	(ただし、1科目につき2回まで)
	オ 調査実習(循環農学類)	
	カ 臨地実習(給食管理実習Ⅱ、臨地栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅱ)(食と健康学類管理栄養士コース)	
	キ 海外自然環境実習(環境共生学類)	
(2)課外活動	ク 教職に関する実習	① 教育実習 年間14日以内(遠隔地は前後各1日を加える。 また実習校の都合で延長した場合の日数も加える) ② 介護等体験 (特別支援学校) 年間2日以内 (遠隔地は前後各1日を加える) ③ 介護等体験 (社会福祉施設) 年間5日以内 (遠隔地は前後各1日を加える)
	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合	各学期1回、6授業日以内
	イ 文化部等で大学を代表して出席する場合	※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。
	ウ 学生会役員で会合に出席する場合	

2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

3 公認欠席は、1週間以上前に次の手続きをしなければならない。

①第1項の(1)のア～キの該当授業科目担当教員は、「<sup>⑩</sup>公認欠席願」を教育センター教務1課に届け出なければならない。

②第1項の(1)の公認欠席該当学生は、「<sup>⑪</sup>公認欠席願(教育課程)」に教育センター教務1課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

③第1項の(2)の該当団体は、「<sup>⑫</sup>公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、学生部学生課に届け出なければならない。

④第1項の(2)の公認欠席該当学生は、「<sup>⑬</sup>公認欠席願(課外活動)」に学生部学生課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会において行う。

#### 附 則

この規程は、2011(平成23)年4月1日から制定・施行する。

#### 附 則

- この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 規程第5条については、2011(平成23)年度入学者から適用する。

別表 I 授業科目履修年次配当表 循環農学類

科 目 区 分		授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
				1 年		2 年		3 年		4 年	
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基盤教育	6 単位以上 酪農学園教育	建 学 原 論	①	1	1						
		キリスト教 学 I	②	2							
		キリスト教 学 II	②		2						
		キリスト教と諸宗 教	2			2					
		キリスト教と生命倫理	2				2				
		循 環 型 農 業 論	2		2						
	4 単位以上 人文社会科学教育	農 場 実 習	①	3							
		哲 学 学 学	2	2	(2)						
		心 理 学 学	2	2	(2)						
		文 会 学 学	2	2	(2)						
40 単位以上	自然科学教育	日 本 本 史	2	2							
		世 界 史 誌	2		2						
		地 地 理	2		2						
		法 法	2	2	(2)						
		日 本 国 憲 法	2	2	(2)						
		經 济 学	2	2	(2)						
	4 単位以上 保健体育教育	數 学 学 I	2	2							
		數 学 学 II	2		2						
		統 計 学 I	2			2					
		統 計 学 II	2				2				
	4 単位以上 情報教育	生 物 学 学	2	2	(2)						
		生 物 学 実 驗	1	3	(3)						
		化 学 実 驗	2	2	(2)						
		物 理 実 驗	1	3	(3)						
上位以降	8 単位以上 外国語教育	物 理 実 驓	2			2					
		地 学 実 驵	2			2					
		運 動 の 科 学	2		2						
		体 育 実 技 I	①	2							
		体 育 実 技 II	1		2						
		情 報 科 学 の 基 礎	②		2						
	2 単位以上 導入教育	情 報 处 理 基 礎 演 習	1		2						
		英 語 I	②	2							
		英 語 II	②	2							
		英 語 III	②		2						
総合領域教育	2 単位以上 キャリア教育	英 語 IV	②		2						
		英 語 演 習 I	2			2					
		英 語 演 習 II	2				2				
		ド イ ツ 語 I	2			2					
		ド イ ツ 語 II	2				2				
		フ ラ ン ス 語 I	2			2					
		フ ラ ン ス 語 II	2				2				
		中 国 語 I	2			2					
		中 国 語 II	2				2				
		ハ ン グ ル I	2			2					
	2 単位以上 国際化教育	ハ ン グ ル II	2				2				
		日 本 語 I	2	2							
		日 本 語 II	2		2						
		基 础 演 習 I	①	1	1						
	2 単位以上 人間社会教育	基 础 演 習 II	①			1	1				
		循 環 農 学 概 論	2			2					
		食 と 健 康 学 概 論	2			2					
		環 境 共 生 学 概 論	2			2					
		獣 医 療 概 論	2			2					
総合領域教育	2 単位以上 キャリア教育	キ ャ リ ア ベ ー シ ッ ク	①			1	1				
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン I	①					2			
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	1						2		
		ブ レ ゼン テ ー シ ョ ン	1					2			
		キ ャ リ ア 実 習 I	1			3	(3)		6	(6)	
		キ ャ リ ア 実 習 II	2								
	国際関係とメディアコミュニケーションの科学			2	2						
総合領域教育	人と動物の関係の科学			2		2					
	エントロピーによる生命・環境・農業の科学			2						2	
	食 の 安 全 ・ 安 心 の 科 学			2						2	
	G I S・リモセンによる空間情報の科学			2						2	
	観 光 と 地 域 振 興 の 科 学			2						2	

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 基 础 教 育 領 域	無機物生微	化	2		2					
	機械生	化	2		2					
	物理生	化	2		2					
	土植動昆基	物生昆	理生	2		2	(2)			
	法民行經	基礎政	學概	2		2	2			
	10 単位以上	済クマ	原口	2		2	2			
	日食工品	経営	済クマ	2		2	2			
	不ボラ	一の活	物理	2		2	2			
	ギンティア	NPO・NGO	論理	2		2	2			
	質品	管	理	2		2	2			
農 業 科 学 領 域	分子分遺家	子析	生物化	2		2				2
	畜家	伝育繁	種殖	2		2	2			
	畜家	畜業	養解剖	2		2				2
	畜家	畜管	理管	2		2				
	畜家	：采	養殖	1		3				
	畜家	育種	繁殖	1		3				
	作農園	作物業	栽培機	2						2
	植作物	物保	養種護	2		2				
	土植外	壤植物	理米	1		3				2
	作物農	生農場	理實	1		12				
30 単 位 以 上	農食農業	業料	政經	2		2				2
	食乳食	品科	品科	2		2				
	食肉食	品科	化科	2		2				
	食品食	品分	衛衛	2		2				
	食公食	衆品	製造	2		2				
	食食販	品品	關係	2		2				
	食食	品殼	通業	2		2				
	免食	料總合	特濟	2			3			
	采食	免美	驗實	1		2				
	養食	采養	生理	2			2			
自然環境科学領域	景環生保動氣北亞	觀境全象域	生物形態	2						2
	環生物	物分	物能	2		2				
	生全	全形	機能	2		2				2
	保象	象域	類境	2		2				
	動氣	域	境化	2		2				2
	氣流	地	球境	2						
	北生	海道	環境	2						2
	亞北	ジア	環境	2						
	自環	自然	環境	1		3				2
	資源	環境	管理	2						2
学情報領域	情報	処理演習	1		2					
	G1S	基礎実習	1		2					
科 目 区 分	リモートセンシング	基礎実習	1		2					
	GIS	リモートセンシング基礎実習	2		2					

農食環境學群

科目区分	授業科目	単位数	開講年次							
			1年		2年		3年		4年	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
専門教育	教職コース	教職特論	2			2				
		教職インターンシップⅠ	4				12			
		教職応用演習Ⅰ	2				4			
		教職応用演習Ⅱ	2					4		
		教職インターンシップⅡ	4						12	
		サービス・ラーニング	2		6	(6)				
		教材開発演習	2							2
		家畜繁殖技術論	2						2	
		受精卵移植論	2						2	
		農業気象学	2						2	
単位以上	循環農学類教育	放牧利用学	2						2	
		農業施設学	2						2	
		地域経済論	2						2	
		有機フードシステム論	2						2	
		家畜生理・解剖学実験	1				3			
		有機農学総論	2					2		
		海外農業実習	4				12	(12)		
		営農システム論	2						2	
		実験動物学	2						2	
		実験動物学実習	1						3	
酪農学	酪農学実践	実践酪農学	2	2						
		実践酪農学演習	1		2					
		実践酪農学実習Ⅰ	8			24				
		実践酪農学実習Ⅱ	8					24		
		教育入門	2	2						
		教職概論	2					2		
		教育原理	2		2					
		教育心理学	2			2				
		特別支援教育論	2			2				
		教育社会学	2					2		
教職課程教育	教職課程教育	生涯学習論	2			2			2	
		教育課程論	2				2			
		理科教育法Ⅰ	2				2			
		理科教育法Ⅱ	2					2		
		理科教育法Ⅲ	2						2	
		理科教育法Ⅳ	2						2	
		農業科教育法Ⅰ	2				2			
		農業科教育法Ⅱ	2					2		
		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2				2			
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2					2		
自由科目	自由科目	社会科・公民科教育法Ⅰ	2				2			
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2					2		
		道徳教育指導論	2						2	
		特別活動論	2					2		
		教育方法論	2			2				
		生徒・進路指導論	2				2			
		教育相談論	2				2			
		教職実践演習（中・高1免）	2							2
		教育実習（高1免）	3					3	(3)	
		教育実習（中・高1免）	5					5	(5)	
自由科目	自由科目	職業指導Ⅰ（農業）	2			2				
		職業指導Ⅱ（農業）	2				2			
自由科目	自由科目	他学群他学類科目								
		他大学等互換科目								

## 備考

- 単位数の○数字は必修科目を示す。
- 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
- 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
- 基盤教育は酪農学園教育6単位以上、人文社会科学教育4単位以上、自然科学教育4単位以上、保健体育教育1単位以上、情報教育2単位以上、外国語教育8単位以上、導入教育2単位以上、キャリア教育2単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
- 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。  
外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならない。

6. 専門基礎教育は基礎科学領域10単位以上を含み、30単位以上を修得しなければならない。  
教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得しなければならない。
7. 専門コースの教職コース、実践酪農学演習・実習履修者（酪農学コース）の決定は1年後学期とし、酪農学コース、畜産学コース、農学コース、農業経済学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整があることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
8. 専門教育は、いずれか一つのコース専攻教育および専門共通教育から合計30単位以上を修得しなければならない。
9. 専門教育の実践酪農学の「実践酪農学演習」、「実践酪農学実習Ⅰ」および「実践酪農学実習Ⅱ」の履修可能な人数には制限がある。また、「実践酪農学実習Ⅰ」「実践酪農学実習Ⅱ」を履修するものは酪農学コースを選択しなければならない。
10. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。24単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。ただし、教職コース履修者は17単位までとする。
11. 他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。
12. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。  
ただし、教職コース履修者は除く。
13. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は100単位なので、さらに全科目区分から24単位以上を修得しなければならない。  
ただし、教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得しているため、全科目区分から17単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

## 循環農学類

科 目 区 分	各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	11単位  24単位 (教職コース履修者は、17単位)
	人文社会科学教育	4単位	
	自然科学教育	4単位	
	保健体育教育	1単位	
	情報教育	2単位	
	外国語教育	8単位	
	導入教育	2単位	
	キャリア教育	2単位	
小 計		40単位	
専門基礎教育	基礎科学領域	10単位	
	小 計	30単位	
※教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得すること。			
専門教育	専門共通教育	30単位	
	いずれか一つのコース専攻教育		
	小 計	30単位	
自由科目			
総	計		124単位以上

別表 I 授業科目履修年次配当表 食と健康学類

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基盤教育	酪農学園教育 6単位以上	建 学 原 論	①	1	1					
		キリスト教 学 I	②	2						
		キリスト教 学 II	②		2					
		キリスト教と諸宗 教	2			2				
		キリスト教と生命倫理	2				2			
		循 環 型 農 業 論	2		2					
	人文社会科学教育 4単位以上	農 場 実 習	①	3						
		哲 学 学 学	2	2	(2)					
		心 理 学 学	2	2	(2)					
		文 会 学 学	2	2	(2)					
育成教育	自然科学教育 4単位以上	日 本 本 地 史	2	2		2				
		世 界 地 球 地	2	2						
		法 地 球 地 法	2	2	(2)					
		日 本 国 慶 法	2	2	(2)					
		經 济 学 法 学	2	2	(2)					
		數 学 学 I	2	2						
		數 学 学 II	2		2					
		統 計 学 I	2			2				
		統 計 学 II	2				2			
		生 物 学 I	2	2	(2)					
40単位以上	保健体育教育 1単位以上	生 物 学 実 驗	1	3	(3)					
		化 学 実 验	2	2	(2)					
		物 理 実 验	1	3	(3)					
		物 理 実 验	2			2				
		地 学 実 验	1			3				
		運 動 の 科 学	2		2					
	情報教育 2単位以上	体 育 実 技 I	①	2						
		体 育 実 技 II	1		2					
		情 報 科 学 の 基 礎	②		2					
		情 報 处 理 基 礎 演 習	1		2					
以 上	外国語教育 8単位以上	英 語 I	②	2						
		英 語 II	②	2						
		英 語 III	②		2					
		英 語 IV	②		2					
		英 語 演 習 I	2			2				
		英 語 演 習 II	2				2			
		ド イ ツ 語 I	2			2				
		ド イ ツ 語 II	2				2			
	導入教育 2単位以上	フ ラ ン ス 語 I	2			2				
		フ ラ ン ス 語 II	2				2			
上	キヤリア教育 2単位以上	中 国 語 I	2			2				
		中 国 語 II	2				2			
		ハ ン グ ル I	2			2				
		ハ ン グ ル II	2				2			
		日 本 語 I	2	2						
		日 本 語 II	2		2					
	総合領域教育	基 础 演 習 I	①	1	1					
		基 础 演 習 II	①			1	1			
		循 環 農 学 概 論	2		2					
		食 と 健 康 学 概 論	2		2					
上	総合領域教育 2単位以上	環 境 共 生 学 概 論	2		2					
		獸 医 療 概 論	2		2					
		キ ャ リ ア ベ ー シ ッ ク	①			1	1			
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン I	①					2		
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	1						2	
		ブ レ ゼン テ ー シ ョ ン	1				3	(3)		
上	総合領域教育 2単位以上	キ ャ リ ア 実 習 I	1						6	(6)
		キ ャ リ ア 実 習 II	2							
		国 際 関 係 と メ デ ィ ア コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン の 科 学	2	2						
		人 と 動 物 の 関 係 の 科 学	2		2					
		エ ン ト ロ ピ ー に よ る 生 命 ・ 環 境 ・ 農 業 の 科 学	2						2	
上	総合領域教育 2単位以上	食 の 安 全 ・ 安 心 の 科 学	2						2	
		G I S ・ リ モ セン に よ る 空 間 情 報 の 科 学	2						2	
		觀 光 と 地 域 振 興 の 科 学	2						2	

農食環境学群

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 基 础 教 育	無機物質生化基礎	2			2					
	機械理化学	2			2					
	土壤生物学	2			2					
	植物生态学	2			2	(2)				
	昆蟲生态学	2			2	(2)				
	基礎法學	2			2					
	民法概論	2			2					
	行政経済学	2			2					
	クーロン法則	2			2					
	マーケティング	2			2					
農業科学領域	日本農業経済学	2			2					
	食生活工芸	2			2					
	不ルギー活動	2			2					
	ボランティア活動	2			2					
	NPO・NGO	2			2					
	品質管理	2			2					
	分子生物学	2			2					
	分析遺伝	2			2					
	畜産繁殖	2			2					
	家畜解剖	2			2					
30 単 位 以 上	家畜飼育	2			2					
	家畜管理	2			2					
	家畜種畜	2			2					
	作物栽培	2			2					
	農園機械	2			2					
	植物栽培	2			2					
	作物保護	2			2					
	土壤物理	1			3					
	植物生長	1			3					
	農場実習	4	12		3					
食品科学領域	農業政策	2			2					
	農業経営	2			2					
	農食農業	2			2					
	食品業	2			2					
	乳食	2			2					
	肉食	2			2					
	食品	2			2					
	食公衆	2			2					
	食品	2			2					
	食販	2			2					
自然環境科学領域	元料総合	2			2					
	免食	1			3					
	采養	2			2					
	景觀生物学	2			2					
	生物全形	2			2					
	保動象	2			2					
	氣流	2			2					
	生物地理	2			2					
	北アジア	2			2					
	自然環境	1			3					
情報科学領域	資源管理	2			2					
	情報処理	1			2					
	G.I.S基礎	1			2					
	リモートセンシング	1			2					
	G.I.S・リモートセンシング基礎	2			2					



科目区分	授業科目	単位数	開講年次							
			1年		2年		3年		4年	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教職課程教育	教職入門	2	2							
	教職概論	2					2			
	教育原理	2		2						
	教育心理学	2		2						
	特別支援教育論	2			2					
	教育社会学	2						2		
	生涯学習論	2								2
	教育課程論	2			2					
	理科教育法Ⅰ	2				2				
	理科教育法Ⅱ	2					2			
	理科教育法Ⅲ	2						2		
	理科教育法Ⅳ	2								2
	農業科教育法Ⅰ	2				2				
	農業科教育法Ⅱ	2					2			
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2				2				
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2					2			
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2				2				
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2					2			
	道徳教育指導論	2								2
	特別活動論	2					2			
	教育方法論	2			2					
	生徒・進路指導論	2				2				
	教育相談論	2				2				
	教職実践演習（中・高1免）	2								2
	教育実習（高1免）	3						3	(3)	
	教育実習（中・高1免）	5						5	(5)	
	職業指導Ⅰ（農業）	2			2					
	職業指導Ⅱ（農業）	2				2				
自由科目	他学群他学類科目									
	他大学等互換科目									

**備考**

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育6単位以上、人文社会科学教育4単位以上、自然科学教育4単位以上、保健体育教育1単位以上、情報教育2単位以上、外国語教育8単位以上、導入教育2単位以上、キャリア教育2単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 自然科学教育の化学は、食品機能科学コース、食品開発学コースにおいては必修科目とし、食品流通学コース、教職コースにおいては選択科目とする。
6. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。  
外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならない。
7. 専門基礎教育は基礎科学領域10単位以上を含み、30単位以上を修得しなければならない。  
教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得しなければならない。
8. 専門コースの教職コースの決定は1年後学期とし、食品機能科学コース、食品開発学コース、食品流通学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整があることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
9. 専門教育は、いずれか一つのコース専攻教育および専門共通教育から合計30単位以上を修得しなければならない。
10. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。24単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。ただし、教職コース履修者は17単位までとする。
11. 他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。
12. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。  
ただし、教職コース履修者は除く。
13. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は100単位なので、さらに全科目区分から24単位以上を修得しなければならない。  
ただし、教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得としているため、全科目区分から17単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

## 食と健康学類

科 目 区 分	各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	24単位 (教職コース履修者は、17単位)
	人文社会科学教育	4単位	
	自然科学教育	4単位	
	保健体育教育	1単位	
	情報教育	2単位	
	外国語教育	8単位	
	導入教育	2単位	
	キャリア教育	2単位	
	小計	40単位	
専門基礎教育	基礎科学領域	10単位	
	小計	30単位	
※教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得すること。			
専門教育	専門共通教育	30単位	
	いずれか一つのコース専攻教育		
	小計	30単位	
自由科目			
総 計		124単位以上	

別表 I 授業科目履修年次配当表 食と健康学類管理栄養士コース

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基盤教育	6 単位以上 酪農学園教育	建 学 原 論	①	1	1					
		キリスト教 学 I	②	2						
		キリスト教 学 II	②		2					
		キリスト教 と 諸宗 教	2			2				
		キリスト教 と 生命倫理	2				2			
		循 環 型 農 業 論	2		2					
	人文社会科学研究 4 単位以上	農 場 実 習	①	3						
		哲 学 学	2			2	(2)			
		心 理 学 学	2			2	(2)			
		文 学 学 学	2			2	(2)			
教育	6 単位以上 自然科学教育	社 会 学 学	2		2					
		日 本 史 学	2	2		2				
		世 界 史 学	2		2					
		地 球 地 球	2	2						
		法 学 学	2			2	(2)			
		日 本 国 憲 法	2			2	(2)			
	2 単位以上 保健体育教育	経 济 学	2			2	(2)			
		数 学 I	2	2						
		数 学 II	2		2					
		統 計 学 I	2			2				
32 単位以上	8 単位以上 外国語教育	統 計 学 II	2				2			
		生 物 学 I	②	2		(2)				
		生 物 学 実 驗	①	3		(3)				
		化 物 学 I	②	2		(2)				
		化 物 学 実 驗	①	3		(3)				
		物 理 学 I	2			2	(2)			
	2 単位以上 情報教育	物 理 学 実 驗	1			3	(3)			
		地 球 学 I	2			2	(2)			
		地 球 学 実 驗	1			3	(3)			
		運 動 の 体 育 I	2				2			
上	1 単位以上 導入教育	體 育 実 技 I	①	2						
		體 育 実 技 II	1		2					
		情 報 科 学 の 基 礎	②				2			
		情 報 处 理 基 礎 演 習	1				2			
		英 語 I	②	2						
		英 語 II	②	2						
	8 単位以上 総合領域教育	英 語 III	②		2					
		英 語 IV	②		2					
		英 語 演 演 I	2			2				
		英 語 演 演 II	2			2				
上	2 単位以上 キャリア教育	英 語 I	2			2				
		英 語 II	2		2					
		法 ラ ン ス 語 I	2			2				
		法 ラ ン ス 語 II	2			2				
		中 国 語 I	2			2				
		中 国 語 II	2			2				
	2 単位以上 観光地域振興	ハ ン グ ル I	2			2				
		ハ ン グ ル II	2			2				
		日 本 語 I	2		2					
		日 本 語 II	2		2					
上	1 単位以上 導入教育	基 础 演 習 I	①	1	1					
		循 環 農 学 概 論	2		2					
		食 と 健 康 学 概 論	2		2					
		環 境 共 生 学 概 論	2		2					
		獣 医 療 概 論	2		2					
	2 単位以上 総合領域教育	キ ャ リ ア 実 習 I	1			3	(3)			
		キ ャ リ ア 実 習 II	2					6	(6)	
		国際関係とメディアコミュニケーションの科学	2	2						
		人と動物の関係の科学	2		2					
上	2 単位以上 総合領域教育	エントロピーによる生命・環境・農業の科学	2						2	
		食 の 安 全 安 心 の 科 学	2						2	
		G I S・リモセンによる空間情報の科学	2						2	
		觀 光 と 地 域 振 興 の 科 学	2						2	

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 基 础 科 学 領 域	無機物	2			2					
	機械理	2			2					
	化學化	2			2					
	土壤物	2			2					
	植物物	2			2	(2)				
	動物物	2			2	(2)				
	昆蟲	2			2	2				
	基礎法	2			2	2				
	民行法	2			2	2				
	政治概	2			2	2				
	經濟済	2			2	2				
	クマノミ	2			2	2				
	マーケティング	2			2	2				
	經營學	2			2	2				
	日本經	2			2	2				
	食生活	2			2	2				
	エネルギーの物理	2			2	2				
	ボランティア活動・NPO・NGO	2			2	2				
	品質管理論	2			2	2				
基 础 教 育 領 域	分子生物化	2			2					
	分析伝播	2			2					
	遺傳家畜	2			2					
	家畜繁殖	2			2					
	家畜栄養	2			2					
	家畜解剖	2			2					
	家畜飼料	2			2					
	家畜管理	2			2					
	家畜種采	1			3					
	作物栽培	1			3					
	農業機械	2			2					
	園藝栽培	2			2					
	植物育成	2			2					
	作物保護	2			2					
	土壤植物	1			3					
	植物生理	1			3					
	作物栽培	1			3					
	外農場	4			12					
	農業政策	2			2					
	農業経営	2			2					
	農業肥料	2			2					
2 単 位 以 上	食品科学領域	2			2					
	乳肉食品	2			2					
	加工品	2			2					
	分析	2			2					
	分離	2			2					
	濃縮	2			2					
	製造	2			2					
	関係	2			2					
	通産業	2			2					
	販売元	2			2					
自然環境科学領域	特種	2			2					
	経済	2			2					
	実験	1			3					
	実習	1			2					
	生物学	2			2					
	免疫	2			2					
	養生	2			2					
	理学	2			2					

※  は、同一内容科目が管理栄養士コース専攻教育にあるため、そちらを履修して下さい。

農食環境学群

科目区分		授業科目	単位数	開講年次							
				1年		2年		3年		4年	
専門基礎教育 2単位以上	情報科	情報処理演習	1	前期	後期 <th>前期</th> <td>後期<th>前期</th><td>後期<th>前期</th><td>後期</td></td></td>	前期	後期 <th>前期</th> <td>後期<th>前期</th><td>後期</td></td>	前期	後期 <th>前期</th> <td>後期</td>	前期	後期
		G.I.S.基礎実習	1			2	2				
	社会科学領域	リモートセンシング基礎	2			2	2				
		地域政治	2			2	2				
		地経流消経	2			2	2				
		消費経済	2			2	2				
		経済地理	2			2	2				
		環境記録	2			2	2				
		会員組織	2			2	2				
		同人会	2			2	2				
		企画小委員会	2			2	2				
	国際領域	中市調査	2			2	2				
		畜産	2			2	2				
		農村	2			2	2				
		農業	2			2	2				
		農業	2			2	2				
		野菜	2			2	2				
		生命	2			2	2				
		品機	2			2	2				
		食能	2			2	2				
		食開発	2			2	2				
	コースガイダンス領域	食通	2			2	2				
		専門共通教育	4							4	4
		卒業論文	4								
		公衆衛生概論	(2)			2					
		社会福祉概論	(2)			2					
		健康医学概論	(2)			2					
		医療解剖概論	(2)			2					
		解剖生理概論	(2)			2					
		生化概論	(2)			2					
		微生物概論	(2)			2					
専門教育 40単位	専門基礎教育 40単位	病原微生物概論	(2)			2					
		運動生理概論	(2)			2					
		微解剖概論	(2)			2					
		解剖生理概論	(2)			2					
		生化概論	(2)			2					
		微生物概論	(2)			2					
		食品加工衛生概論	(2)			2					
		食品加工衛生概論	(2)			2					
		食品加工衛生概論	(2)			2					
		食品加工衛生概論	(2)			2					
専門教育 86単位以上	専門教育 86単位以上	基础栄養学	(2)			2					
		栄養実験	(1)			3					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
		心用栄養学	(2)			2					
専門教育 44単位	専門教育 44単位	基础栄養学	(2)			2					
		基础栄養学	(2)			3					
		基础栄養学	(2)			2					
		基础栄養学	(2)			3					
		基础栄養学	(2)			2					
		基础栄養学	(2)			3					
		基础栄養学	(2)			2					
		基础栄養学	(2)			3					
		基础栄養学	(2)			2					
		基础栄養学	(2)			3					
専門教育 86単位以上	専門教育 86単位以上	臨床床査	(2)			2					
		高齢者床査	(1)			3					
		臨床床査	(2)			2					
		臨床床査	(2)			3					
		公衆衆生栄養	(2)			2					
		公衆衆生栄養	(2)			3					
		公衆衆生栄養	(2)			2					
		公衆衆生栄養	(2)			3					
		公衆衆生栄養	(2)			2					
		公衆衆生栄養	(2)			3					
専門教育 44単位	専門教育 44単位	総合管栄養	(2)			2					
		給食管栄養	(1)			3					
		給食管栄養	(1)			2					
		給食管栄養	(1)			3					
		給食管栄養	(1)			2					
		給食管栄養	(1)			3					
		給食管栄養	(1)			2					
		給食管栄養	(1)			3					
		給食管栄養	(1)			2					
		給食管栄養	(1)			3					
専門教育 44単位	専門教育 44単位	保健栄養	(1)			2					
		保健栄養	(1)			3					
		保健栄養	(1)			2					
		保健栄養	(1)			3					
		保健栄養	(1)			2					
		保健栄養	(1)			3					
		保健栄養	(1)			2					
		保健栄養	(1)			3					
		保健栄養	(1)			2					
		保健栄養	(1)			3					

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 教 育  86 单 位 以 上	食 と 健 康 学 類 教 育	食 品 包 装 資 材 論	2						2	
		企 業 経 營 分 析 論	2						2	
		食 品 国 際 ロ ジ ス テ ィ ッ ク 論	2							2
		消 費 者 行 動 論	2							2
		外 食 産 業 論	2						2	
		フ ォ ド コ ー デ イ ネ ト 論	2							2
		調 理 学 概 論	2							
		調 理 学 実 習 I	1							
		調 理 学 実 習 II	1							
自由科目	他 学 群 他 学 類 科 目									
	他 大 学 等 互 换 科 目									

※  は、同一内容科目が管理栄養士コース専攻教育にあるため、そちらを履修して下さい。

## 備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育 6 単位以上、人文社会科学教育 4 単位以上、自然科学教育 6 単位以上、保健体育教育 1 単位以上、情報教育 2 単位以上、外国語教育 8 単位以上、導入教育 1 単位以上の合計32単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルは I を履修しなければ II の履修は認められない。  
外国人留学生は、「日本語 I ・ 日本語 II」の 4 単位を修得しなければならない。
6. 専門基礎教育は食品科学領域 2 単位以上を修得しなければならない。
7. 専門教育は、管理栄養士コース専攻教育の専門基礎教育40単位、専門教育44単位、専門関連教育 2 単位の合計86単位以上を修得しなければならない。
8. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。4 単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。
9. 臨地実習の履修については、予め臨地実習の関連科目を修得していること。
10. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は120単位なので、さらに全科目区分から 4 単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

### 食と健康学類 管理栄養士コース

科 目 区 分	各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位
基 盤 教 育	酪 農 学 園 教 育	6 单位	4 单位
	人 文 社 会 科 学 教 育	4 单位	
	自 然 科 学 教 育	6 单位	
	保 健 体 育 教 育	1 单位	
	情 報 教 育	2 单位	
	外 国 語 教 育	8 单位	
	導 入 教 育	1 单位	
	小 計	32 单位	
專 門 基 礎 教 育	食 品 科 学 領 域	2 单位	4 单位
	小 計	2 单位	
專 門 教 育	管 理 栄 養 士 専 攻 教 育 コ ース	専門基礎教育	86 单位
		専門教育	
		専門関連教育	
	小 計	86 单位	
自 由 科 目			
總	計	124 单位以上	

別表 I 授業科目履修年次配当表 環境共生学類

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
基盤教育	6 単位以上 酪農学園教育	建 学 原 論	①	1	1					
		キリスト教 学 I	②	2						
		キリスト教 学 II	②		2					
		キリスト教と諸宗教	2			2				
		キリスト教と生命倫理	2				2			
		循環型農業論	2		2					
	4 単位以上 人文社会科学教育	農 場 実 習	①	3						
		哲 学 学 学	2	2	(2)					
		心 理 学 学	2	2	(2)					
		文 会 学 学	2	2	(2)					
教育	4 単位以上 自然科学教育	日 本 本 地	2	2		2				
		世 界 史 誌	2		2					
		地 球 地 球	2		2					
		法 学 法 学	2	2	(2)					
		日 本 国 慶 法	2	2	(2)					
		經 济 学 学	2	2	(2)					
	4 単位以上 保健体育教育	數 学 学 I	2	2						
		數 学 学 II	2		2					
		統 計 学 I	2			2				
		統 計 学 II	2				2			
40 単位以上	8 単位以上 外国語教育	生 物 学 学	2	2	(2)					
		生 物 学 実 驗	1	3	(3)					
		化 学 実 驗	2	2	(2)					
		物 理 実 驗	1	3	(3)					
		物 理 実 驗	2			2				
		地 地 学 実 驪	1			3				
	2 単位以上 情報教育	運 動 の 科 学	2		2					
		体 育 実 技 I	①	2						
		体 育 実 技 II	1		2					
		情 報 科 学 の 基 礎	②		2					
以 上	2 単位以上 導入教育	情 報 处 理 基 礎 演 習	1		2					
		英 語 I	②	2						
		英 語 II	②	2						
		英 語 III	②		2					
		英 語 IV	②		2					
		英 語 演 習 I	2			2				
		英 語 演 習 II	2				2			
		ド イ ツ 語 I	2			2				
	2 単位以上 キャリア教育	ド イ ツ 語 II	2				2			
		フ ラ ン ス 語 I	2			2				
	2 単位以上 総合領域教育	フ ラ ン ス 語 II	2				2			
		中 国 語 I	2			2				
		中 国 語 II	2				2			
		ハ ン グ ル I	2			2				
		ハ ン グ ル II	2				2			
		日 本 語 I	2	2						
		日 本 語 II	2		2					
		基 础 演 習 I	①	1	1					
		基 础 演 習 II	①			1	1			
		循 環 農 学 概 論	2		2					
		食 と 健 康 学 概 論	2		2					
		環 境 共 生 学 概 論	2		2					
		獸 医 療 概 論	2		2					
	2 単位以上 キャリア教育	キ ャ リ ア ベ ー シ ッ ク	①			1	1			
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン I	①					2		
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	1						2	
		ブ レ ゼン テ ー シ ョ ン	1					2		
		キ ャ リ ア 実 習 I	1			3	(3)			
		キ ャ リ ア 実 習 II	2					6	(6)	
	総合領域教育	国際関係とメディアコミュニケーションの科学	2	2						
		人 と 動 物 の 関 係 の 科 学	2		2					
		エントロピーによる生命・環境・農業の科学	2						2	
		食 の 安 全 ・ 安 心 の 科 学	2						2	
		GIS・リモセンによる空間情報の科学	2						2	
		観 光 と 地 域 振 興 の 科 学	2							2

科 目 区 分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次					
			1 年		2 年		3 年	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
専 門 基 础 教 育 単 位 以 上	基礎科学領域	無生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
農 業 科 学 領 域	農業科学領域	無生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
食 品 科 学 領 域	食品科学領域	無生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
自然環境科学領域	自然環境科学領域	無生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
情 報 科 学 領 域	情報科学領域	無生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2
		微生物	機械化	化物	化學	化學	2	2

農食環境學群

## 備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育 6 単位以上、人文社会科学教育 4 単位以上、自然科学教育 4 単位以上、保健体育教育 1 単位以上、情報教育 2 単位以上、外国語教育 8 単位以上、導入教育 2 単位以上、キャリア教育 2 単位以上の合計 40 単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルは I を履修しなければ II の履修は認められない。  
外国人留学生は、「日本語 I ・ 日本語 II」の 4 単位を修得しなければならない。
6. 専門基礎教育は基礎科学領域 10 単位以上を含み、30 単位以上を修得しなければならない。
7. 専門コースの野生動物学コース、生命環境学コースの決定は 2 年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
8. 専門教育は、いずれか一つのコース専攻教育および専門共通教育から合計 30 単位以上を修得しなければならない。
9. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。24 単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。
10. 他コース専攻教育科目は原則 4 年次に履修するものとする。
11. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。
12. 卒業に必要な単位数は 124 単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は 100 単位なので、さらに全科目区分から 24 単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

### 環境共生学類

科 目 区 分	各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数	
基盤教育	酪農学園教育	6 単位	24 単位	
	人文社会科学教育	4 単位		
	自然科学教育	4 単位		
	保健体育教育	1 単位		
	情報教育	2 単位		
	外国語教育	8 単位		
	導入教育	2 単位		
	キャリア教育	2 単位		
	小 計	40 単位		
専門基礎教育	基礎科学領域	10 単位		
	小 計	30 単位		
専門教育	専門共通教育	30 単位		
	いずれか一つのコース専攻教育			
	小 計	30 単位		
自由科目				
総 計			124 単位以上	

# 酪農学園大学獣医学群履修規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、獣医学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 授業科目および単位数ならびに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

(授業)

第3条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

(卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第15条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

(進級認定)

第5条 1年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、2年次への進級を認定する。

獣医学類

科 目 区 分		進 級 要 件 科 目
基盤教育	酪農学園教育	建学原論、キリスト教学Ⅰ、キリスト教学Ⅱ、農場実習
	人文社会科学教育	2科目（4単位）以上
	自然科学教育	数学Ⅰ、数学Ⅱ
	保健体育教育	体育実技Ⅰ
	情報教育	情報科学の基礎
	外国語教育	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ
	導入教育	基礎演習Ⅰ

獣医保健看護学類

科 目 区 分		進 級 要 件 科 目
基盤教育	酪農学園教育	建学原論、キリスト教学Ⅰ、キリスト教学Ⅱ、農場実習
	人文社会科学教育	心理学を含み2科目（4単位）以上
	自然科学教育	生物学、生物学実験、化学、化学実験
	保健体育教育	体育実技Ⅰ
	情報教育	情報科学の基礎
	外国語教育	英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ
	導入教育	基礎演習Ⅰ

2 2年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、3年次への進級を認定する。

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計36単位) のうち、29単位以上修得

獣医保健看護学類

科 目 区 分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件40単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計30単位) のうち、24単位以上修得

3 3年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、4年次への進級を認定する。

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	3年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計75単位) のうち、68単位以上修得

獣医保健看護学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	3年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計67単位) のうち、60単位以上修得

4 4年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、5年次への進級を認定する。

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	4年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計111単位) のうち、104単位以上修得

5 5年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、6年次への進級を認定する。

獣医学類

科 目 区 分	進 級 要 件
専 門 基 礎 教 育	5年次までに開講する全ての必修科目
専 門 教 育	(合計126単位) うち、123単位以上修得

6 前各項に定める要件を満たせない者は、留年とし、同学年で2回留年となった者は、当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

7 同一学年での在学年数が3年を超える者は、酪農学園大学学則の第16条第2項ならびに第38条第2号の定めによって除籍とする。

## (必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

- 2 必修科目的単位は、他の授業科目的単位をもって代えることはできない。
- 3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。
- 4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。ただし、第8条第3項により受講免除となった場合は重複する必修科目を履修することができる。

## (選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

- 2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目的単位を修得しなければならない。

## (履修登録および履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務1課に指定された方法により、登録手続きをしなければならない。

- 2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。
- 3 出席日数が足りながら未修得となった必修科目(実習を含む)は、進級した場合の当該年度に限り、特別指導を受け受講免除とする。ただし、基盤教育科目は受講免除対象外とする。また、復学した場合の取扱いについては、休学前の状況を該当させることとする。なお、選択必修科目についても同様の措置を取る。
- 4 受講免除の場合を除き同一時間に2科目以上履修することはできない。履修すべき科目的時間割(集中授業、補講含む)が重複する場合は教育センター教務1課に申し出なければならない。
- 5 すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。
- 6 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の科目的履修を特に指定された場合には、その限りではない。この場合、半期の履修科目的上限は、前年度までの未修得科目を含む8単位までとする。
- 7 第10条に規定するものを除き他学類の授業科目は、原則として履修することはできない。
- 8 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間表に従って履修しなければならない。
- 9 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
- 10 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
- 11 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。
- 12 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

## (履修制限および開講取り消し)

第9条 各年次において、年間42単位を超えて履修することはできない。また、一学期につき26単位を超えて履修することはできない。ただし、第8条第3項に該当する受講免除科目は履修制限から除外する。

- 2 第22条第3項に該当する学業成績良好な学生には、同項に定める単位数を上限とする。
- 3 履修者数が10名未満の講義科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする。
- 4 その他に履修を制限する場合がある。

## (他学群他学類の授業科目的履修)

第10条 他学群他学類科目的履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目的履修に関する規程」に定める。

## (他大学等で修得した単位の取扱)

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

(履修授業科目の変更)

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

- ①授業時間表に変更があった場合。
- ②履修登録内容に不備があった場合。
- ③その他やむを得ないと認められる場合。

(授業時間)

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。ただし、別に定める授業科目については60分とする。

2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～ 9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

3 授業時間表は、学年の始めに定める。

4 11、12時限目は主として補講を実施する。

(試験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。

3 試験は、平常試験および定期試験ならびに追試験とする。

4 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

5 実験、実習及び演習等にあっては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

(平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて隨時行う試験をいう。

(定期試験)

第16条 定期試験は、期末試験と中間試験からなる。

2 期末試験とは、授業科目が終了する時に行われる試験をいう。

3 中間試験とは、授業科目が二学期以上にわたるとき、前の学期末に行われる試験をいう。

4 定期試験は、原則として前学期は7月下旬～8月上旬、後学期は2月上旬に行う。

5 試験時間は、原則として60分とする。

(追試験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で期末試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

2 追試験は、原則として次の場合にのみ認める。

- ①病気により受験不可能になった場合。(医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付)
- ②交通機関の事故により受験不可能になった場合。(遅延証明または事故証明書添付)
- ③家族の葬儀により受験不可能になった場合。(会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付)
- ④就職試験により受験不可能になった場合。(試験の日時を証明する書類添付)
- ⑤第25条第1項の規定(公認欠席)により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
- ⑥その他災害等やむなき事由により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)

- 3 追試験を受験しようとする者は、期末試験後1週間以内に、試験欠席届を教育センター教務1課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、期末試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

## (試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

## (受験資格)

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

## (試験に関する注意)

第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、そのほか試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

- 2 受験中は、携帯電話、PHSまたはこれに類する機器等の電源を切りカバン等にしまうこと。
- 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
- 4 試験開始後25分間は、退場できない。
- 5 答案用紙に、学類、学年、組、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
- 6 試験場では、試験監督者の指示に従わなければならない。
- 7 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ学則第42条の規定により厳重な処分をする。

## (成績)

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号および第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」については、合格(P)、不合格(F)の2種の評語のみで表示する。
- 3 成績評語基準は、次のとおりとする。
 

合 格	S (100~90点)、A (89~80点)、B (79~70点)、C (69~60点)
	P (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」の合格)
不 合 格	D (59点以下および試験欠席)
	F (「建学原論」、「農場実習」、「基礎演習Ⅰ」の不合格)
- 4 学則第38条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

## (G P A)

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average／グレード・ポイント・アベレージの略)は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、以下の計算式によって算出する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{ の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし認とP、Fは対象外とする。

S (100~90点) : 4.0 , A (89~80点) : 3.0 , B (79~70点) : 2.0

C (69~60点) : 1.0 , D (59点以下、試験欠席) : 0 , × (受験不可) : 0

3 履修登録時において前年度のG P Aが3.1以上の者は、年間48単位、一学期26単位を上限として履修することができる。

4 2学期連続してG P Aが1.0未満の者については、指導・助言を行う。

5 3学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学群長より退学を勧告する。

6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積G P Aが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

## (成績発表)

第23条 期末試験の成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

2 成績は、学生の保証人に通知することがある。

## (欠席)

第24条 病気その他の理由（家族等の葬儀も含む）で授業を欠席する場合は、「欠席届」（教育センター教務1課に常備）に学生担当教員（アドバイザーまたは所属教室等指導教員）の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

## (公認欠席)

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

(1) 学外で行われる教育課程	ア ゼミ調査	年間7授業日以内（ただし、1科目につき2回まで）
(2) 課外活動	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合 イ 文化部等で大学を代表して出席する場合 ウ 学生会役員で会合に出席する場合	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。

2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

3 公認欠席は、1週間以上前に次の手続きをしなければならない。

①第1項の(1)のアの該当授業科目担当教員は、「⑩公認欠席願」を教育センター教務1課に届け出なければならない。

②第1項の(1)の公認欠席該当学生は、「⑪公認欠席願（教育課程）」に教育センター教務1課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

③第1項の(2)の該当団体は、「⑫公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問（本学教員）の認印を受けた後、学生部学生課に届け出なければならない。

④第1項の(2)の公認欠席該当学生は、「~~④~~公認欠席願（課外活動）」に学生部学生課の認印を受け、  
欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会において行う。

附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から制定・施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

但し、第5条は2011年度入学生から適用とする。

別表 I 授業科目履修年次配当表 獣医学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次						備考			
			1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
基盤教育	酪農学園教育	建学の精神と農業実習	① ② ② ② ② ①	1 2 2 2 2 3	1 2 (2) (2) 2 2							
		哲心会	2 2 2 2 2 2	2 2 (2) 2 2 2								
		人文社会科教育	百世法日	2 2 2 2 2 2	2 2 (2) (2) 2 2							
		6単位以上	数理化物地	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2							
		6単位以上	生物学	2 2 2 2 2 2	2 2 (2) (3) (2) 2							
		6単位以上	生物	2 2 2 2 2 2	2 2 (2) (3) (2) 2							
		保健体育教育	運動	2 1	2 2							
		1単位以上	体育	1	2							
		情報教育	情報	2	2							
		2単位以上	英語	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ	2 2 2 2							
32単位以上	外国語教育	8単位以上	英語	I II III IV	2 2 2 2						外国人留学生対象 外国人留学生対象	
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		英語	I II III IV	2 2 2 2	2 2 2 2							
		1単位以上	導入教育	基礎演習	I II III IV	1 2 2 2	1 2 2 2					
		1単位以上	カリ教育	一実習	I II	1 2		3 (3)	2 6 (6)			
		総合領域教育	国際人との関係	2	2							
		2	動物の関係	2	2							
		2	エントロピーによる生	2								
		2	環境:農業の科学	2								
		2	食の安全・安心の科学	2								
		2	GIS・リモセンによる空間情報の科学	2								
		2	観光と地域振興の科学	2								
専門基礎教育	獣医学類	獣医組織	①		1						*	
		獣医生化	①		1						*	
		細胞生物学	①		1						*	
		分子生物学	①		1						*	
		獣医学論理	①		1						*	
		内分分泌	①		1						*	
		獣医薬理	②		1						*	
		放射線	①		1						*	
		生物	①		1						*	
		獣医倫理	①		1						*	
21単位以上		獣医臨床基礎	①		2						*	
		獣医臨床演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	
		獣医臨床基礎演習	①		2						*	

獸醫學群

科目区分		授業科目	単位数	開講年次												備考	
				1年		2年		3年		4年		5年		6年			
専修教育 9単位以上	専修教育 9単位以上	統合獣医学	⑤	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	5	※
		獣医畜産法規	①												1	※	
		魚病	①									1				※	
		中獣医学	1					1								※	
		中獣外実習	1				3	(3)	(3)	(3)							
		研究発表	1			2	(2)	(2)	(2)								
		病院実習専修コース	1			3	(3)	(3)	(3)								
		病院実習専修コース	1														
		理生機能・感染病理学演習Ⅰ	2												2	2	
専修教育 20単位以上	専修教育 20単位以上	理生機能・感染病理学演習Ⅱ	1												2		
		生体機能・感染病理学特論Ⅰ	1												1	※	
		生体機能・感染病理学特論Ⅱ	1												1	※	
		生体機能・感染病理学実習	2												3	3	
		生体機能・感染病理学基礎実験	4												6	6	
		衛生・環境学演習Ⅰ	2												2	2	
		衛生・環境学演習Ⅱ	1												2		
		衛生・環境学基礎実験	4												6	6	
		衛生・環境学特論Ⅰ	1												1	※	
専修教育 11単位以上	専修教育 11単位以上	衛生・環境学特論Ⅱ	1												1	※	
		衛生・環境学実習	2												3	3	
		生産動物医療クリニカルローテーション	6												18		
		生産動物医療アドバンスコース	5												15		
		伴侶動物医療クリニカルローテーション	6												18		
		伴侶動物医療アドバンスコース	5												15		
		他学群他学類科目															
		他大学等互換科目															

#### 備考

- 単位数の○付数字は必修科目を示す。
- 開講年次欄の数字は、週当たりの授業時間数（時限数。1時限45分。ただし、備考欄※印の科目は1回60分×15週で1単位として扱う科目）を示す。
- 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。  
外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならない。
- 専門教育の各実習科目については、年次配当の学期の中で毎週一回または隔週、あるいは一定期集中など、それぞれの方法で開講される場合がある。
- 専修教育コースは、4コースのうち1コースを選択必修とする。
- 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。4単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。

別表II 卒業必要単位数

#### 獣医学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育区分にまたがって修得すべき最低単位数	全教育区分にまたがって修得すべき最低単位数	
基盤教育	基盤教育	酪農学園教育	6単位	4単位	
		人文社会科教育	4単位		
		自然科学教育	6単位		
		保健体育教育	1単位		
		情報教育	2単位		
		外国語教育	8単位		
		導入教育	1単位		
		キャリア教育			
		総合領域教育			
		小計	32単位		
専門基礎教育			21単位	4単位	
専門教育	専門教育	生体機能教育群	19単位		
		感染・病理教育群	20単位		
		衛生・環境教育群	25単位		
		生産動物医療教育群	16単位		
		伴侶動物医療教育群	25単位		
		小計	105単位		
専修教育	専修教育	専修教育共通科目	9単位		
		専修教育コース別科目	11単位		
		小計	20単位		
自由科目					
総計			182単位以上		

#### 備考

- 専修教育の専修教育コース別科目は、4コースのうち1コースを選択必修とする。

## 別表 I 授業科目履修年次配当表 獣医保健看護学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次								備考	
			1年		2年		3年		4年			
			前	後	前	後	前	後	前	後		
専門教育	動物保健看護関連法規	①							1		※	
	動物解剖学	①			1						※	
	動物生理学	①				1					※	
	動物形態機能学実習	①				3					※	
	動物看護学A	①			1						※	
	動物看護学B	①					1				※	
	動物看護学実習A	①					3				※	
	動物看護学実習B	①						3			※	
	伴侶動物品種論	①			1						※	
	人と馬の関係学	1						1			※	
	動物介在療法論	①						1			※	
	動物介在療法実習	①						3			※	
	動物行動学A	①			1						※	
	動物行動学B	①				1					※	
	動物栄養学A	①				1					※	
	動物栄養学B	①					1				※	
	動物理学療法学A	①					1				※	
	動物理学療法学B	①						1			※	
	動物行動学実習	①				3					※	
	動物栄養学実習	①					3				※	
	動物理学療法学実習	①						3			※	
	動物ハンドリング論	①			1						※	
	動物ハンドリング実習	①				3					※	
	動物飼養管理学	①			1						※	
	動物飼養管理学実習	①				3					※	
	動物病院管理学	①							1		※	
	動物グルーミング理論	①						1			※	
	動物グルーミング実習	①						3			※	
	動物ウイルス病学	①						1			※	
	動物細菌病学	①					1				※	
	動物寄生虫病学	①					1				※	
	動物免疫学	①					1				※	
	動物病理学	①					1				※	
	動物遺伝学	①						1			※	
	臨床検査学実習	①						3			※	
	動物内科学	①							1		※	
	動物外科学	①							1		※	
	動物生殖学	①							1		※	
	臨床基礎実習	①						3			※	
	獣医麻酔学実習	①						3			※	
	附属動物病院実習	①							3		※	
	学外動物病院実習A	2				6					※	
	学外動物病院実習B	2						6			※	
	特殊動物看護学	①							1		※	
	救急治療ケア概論	①							1		※	
	エキゾチックアニマル学	①							1		※	
	ドッグ・スポーツ論	1							1		※	
	アニマルレクリエーション論	1								1	※	
	ペットビジネス論	1								1	※	
	獣医保健看護学基礎実験	4						3	3	3	3	
	獣医保健看護学演習I	①			2						※	
	獣医保健看護学演習II	①				2					※	
	獣医保健看護学演習III	①					2				※	
	獣医保健看護学演習IV	①						2			※	
	卒業論文	4						2	2	2	2	
4単位以上	栄養指導概論	1								1	※	
	応用栄養学	1								1	※	
	栄養学実習A	1								3	※	
	栄養学実習B	1								3	※	
4単位以上	行動指導論	1								1	※	
	行動コンサルテーション論	1								1	※	
	行動学実習A	1								3	※	
	行動学実習B	1								3	※	
4単位以上	高齢動物理学療法論	1								1	※	
	整形外科疾患理学療法論	1								1	※	
	理学療法実習A	1								3	※	
	理学療法実習B	1								3	※	
自由科目		他学群他学類科目										
他大学等互換科目												

**備考**

1. 単位数の○付数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は、週当たりの授業時間数（時限数。1時限45分。ただし、備考欄※印の科目は1回60分×15週で1単位として扱う科目）を示す。
3. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはIを履修しなければIIの履修は認められない。
4. 専門教育の各実習科目については、年次配当の学期の中で毎週一回または隔週、あるいは一定期集中など、それぞれの方法で開講される場合がある。
5. 専門教育の専攻については、栄養管理、行動管理、理学療法管理の三専攻のうちいずれか一専攻4単位を選択必修とする。  
ただし、他専攻科目も履修することが出来る。
6. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。11単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。

**別表Ⅱ 卒業必要単位数****獣医保健看護学類**

科 目 区 分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育区分にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	12単位	11単位
	人文社会科学教育	4単位		
	自然科学教育	6単位		
	保健体育教育	1単位		
	情報教育	2単位		
	外国語教育	8単位		
	導入教育	1単位		
	キャリア教育			
	総合領域教育			
小計		40単位		
専門基礎教育		20単位		
専門教育	専門教育科目	49単位		
	専攻コース別科目	4単位		
	小計	53単位		
自由科目				
総 計			124単位以上	

**備考**

1. 専修教育の専攻別科目は、3専攻のうち1専攻を選択必修とする。

# 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第29条及び酪農学園大学大学院学則第22条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (履修資格)

第2条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第45条及び大学院学則第30条に基づき許可された科目等履修生とする。

## (履修の手続き)

第3条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務1課へ履修の申し込みをしなければならない。

## (納付金等)

第4条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。

- (1) 教職課程料 (イ) 学生 30,000円（申込時）  
(ロ) 大学院生 10,000円（申込時）
  - (2) 教育実習費は、実費とする。
  - (3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
- 2 前項(1) (ロ) は、専修免許状取得希望者に限る。
- 3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
- 4 納付した教職課程料等は、返還しない。

## (開講授業科目及び履修方法)

第5条 開講授業科目は学則第23条及び学則第29条に関する科目とし、学則の別表第1及び別表第2に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならぬ。

## (教育職員免許状取得に要する単位数)

第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。

## (成績評価及び単位認定)

第7条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。

## (単位修得証明書)

第8条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。

## (所管)

第9条 この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務1課及び教職センターとする。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、協議会の議を経て学長が行なう。

## 附 則

この規程は、2007年（平成19年）7月26日から施行し、2007年（平成19年）4月1日から適用とする。  
但し、第4条は2007年度入学生から適用とする。

# 酪農学園大学研究生規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第47条第4項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。

## (入学資格)

第2条 研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学が特に適当と認める者

## (出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、次の各号に定める書類に検定料を添えて学部長に願い出なければならない。

- (1) 研究生志願書（本学所定）
  - (2) 最終学校の卒業証明書
- 2 外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
- (1) 研究生志願調書（本学所定）
  - (2) 在留資格認定証明書（写）
  - (3) 身元保証書（本学所定）

## (選考)

第4条 前条の志願者については、教授会により選考を行う。

## (入学手続きおよび許可)

第5条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。

2 学部長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

## (期間)

第6条 研究期間は、1年以内とする。

ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

## (入学検定料・入学金および研究料)

第7条 入学検定料・入学金および研究料は別表のとおりとする。

2 繼続して研究する場合は、入学金を免除する。  
3 納付した研究料等は返付しない。

ただし、在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。

## (研究・指導)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。

## (研究報告)

第9条 研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学部長に提出するものとする。

## (諸証明の交付)

第10条 研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。

- (1) 研究生身分証明書
- (2) 研究証明書

## (研究生の取消)

第11条 研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て学部長が研究生としての資格を取消す。

(準用規定)

第12条 研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会により行う。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年(平成9年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年(平成10年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

別表(規程第7条第1項)

		一 般	本学卒業生	外国人留学生
入学検定料		10,000円	10,000円	10,000円
入 学 金		30,000円	15,000円	15,000円
研究料	半期	60,000円	40,000円	40,000円
	年間	100,000円	70,000円	70,000円

# 酪農学園大学科目等履修生規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

## (資格)

第2条 科目等履修生としての志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
  - (2) 教育職員免許法附則第9項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者

## (受け入れ時期)

第3条 科目等履修生の受け入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。

## (出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生志願書（本学所定）
- (2) 履歴書（本学所定）
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 現職証明書
- (6) 写真2枚（正面半身脱帽、最近3カ月以内に撮影したもの）
- (7) 健康診断書（最近3カ月以内に発行されたもの）

2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。

## (選考)

第5条 前条の出願者については、教務委員会を経て、教授会で選考を行う。

## (手続および許可)

第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金および科目等履修料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) その他本学の指定する書類

2 学部長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

## (期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。

### (検定料、入学金、科目等履修料)

第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。

検定料 10,000円

入学金 30,000円（ただし本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。）

#### 科目等履修料

講 義 10,000円（1単位につき）

演 習 16,000円（1単位につき）

実験・実習 24,000円（1単位につき）

教 育 実 習 30,000円

2 繼続して科目等履修する場合は、入学金を免除する。

3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。

4 他機関との交流協定等による受入れでは、検定料、入学金、科目等履修料は別途定める。

### (履修制限)

第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。

### (履修できる単位数)

第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。

### (単位の授与)

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。

### (諸証明書の交付)

第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。

2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。

### (科目等履修生身分の取消)

第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生としての身分を取消す。

### (準用規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。

### (改 廃)

第15条 この規程の改廃は、協議会において行う。

#### 附 則

この規程は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。

#### 附 則

この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学特別科目等履修生規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第46条第2項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。

## (資格)

第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の大学等に在籍する学生とする。

## (受け入れ時期)

第3条 特別科目等履修生の受け入れ時期は、学年又は学期の始めとする。

## (履修期間)

第4条 特別科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。

## (出願手続)

第5条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 当該他の大学等の学長の推薦書
- (5) その他、本学が必要とする書類等

## (許可)

第6条 前条により願い出があった者については、教務委員会を経て、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く学部教授会で選考を行い、学長が特別科目等履修生として受け入れを許可する。

2 特別科目等履修生は、前項により本学の学部学科の履修学生とする。

## (履修手続)

第7条 特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の大学等を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。

2 履修できる単位数は、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

## (身分証明書)

第8条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

## (単位の認定)

第9条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。

## (身分の取消)

第10条 特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、当該学部教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生としての身分を取消す。

## (身分の喪失)

第11条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

## (履修料等)

第12条 特別科目等履修生の履修料等については、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

2 前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。

**(準用規定)**

第13条 この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。

**(事務)**

第14条 この規程に関する事務は、教育センター教務1課が担当する。

**(改廃)**

第15条 この規程の改廃は、協議会で協議のうえ、学長が決定する。

**附 則**

1 この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、酪農学園大学特別聴講学生規程は廃止する。

**附 則**

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学編入学に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第22条第3項の規定に基づき、編入学に関する必要な事項を定める。

## (編入学基準)

第2条 編入学をすることのできる者は、次の各項の編入学基準を満たしている者とする。

1 2年次に編入学できる学類及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 農食環境学群 循環農学類  
食と健康学類（管理栄養士コースを除く）  
環境共生学類  
獣医学群 獣医保健看護学類

① 他の大学（短期大学を除く。）に1年以上在学し、合計31単位以上修得した者。

- (2) 獣医学群 獣医学類

① 学士の学位を有する者。

2 3年次に編入学できる学類及び基準は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 農食環境学群 循環農学類

食と健康学類  
環境共生学類

- 獣医学群 獣医保健看護学類

① 学士の学位を有する者。

② 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立教諭養成所を卒業した者。

③ 食と健康学類管理栄養士コースにおいては、栄養士養成施設の指定を受けた短期大学又は専門学校を卒業し、栄養士免許を取得した者。

④ 他の大学（短期大学を除く。）に2年以上在学し、62単位以上修得した者。

⑤ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者。

⑥ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者。

⑦ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。）を満たすものを修了した者。

⑧ 短期大学の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑨ 高等専門学校の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑩ その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

## (時期)

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

## (出願)

第4条 編入学を希望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日まで学長に願い出なければならない。

## (選考)

第5条 選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、協議会において行う。

## (入学手続き及び許可)

第6条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた編入学に必要な手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に編入学を許可する。

**(単位の認定)**

第7条 前大学等で修得した授業科目及び単位については、本学の授業科目及び単位の振替換算取扱要領に定めるところにより、単位を認定する。

**(改 廃)**

第8条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

**(雑 則)**

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和47年（1972年）10月19日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和50年（1975年）4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、昭和56年（1981年）4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成元年（1989年）4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成3年（1991年）4月1日から施行する。

2 平成4年（1992年）度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、平成4年（1992年）11月19日から施行し、平成5年（1993年）度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、平成6年（1994年）4月1日から施行し、平成6年（1994年）度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、1999年（平成11年）9月16日から施行する。

**附 則**

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

2 規程第2条第2項の編入学できる食品科学科2専攻及び③については、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、2005年（平成17年）9月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、2006年（平成18年）9月7日から施行する。

**附 則**

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

2 2012年度（平成24年度）に3年次入学するものについては、なお従前の規程による。

# 酪農学園大学再入学規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第22条第3項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

## (出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の3月31日から原則3年以内であること及び再入学後成業の見込みがある者とする。

- (1) 酪農学園大学学則第37条により退学した者（依頼退学者）
- (2) 酪農学園大学学則第38条第1項により除籍となった者（授業料等未納による除籍者）

2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 酪農学園大学学則第42条により退学した者（懲戒による退学処分者）
- (2) 酪農学園大学学則第38条第2項により除籍となった者（在学年限を越えた者）
- (3) 本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者

## (時期)

第3条 再入学を希望する者の再入学の時期は、学年の始めとする。

## (所属及び年次)

第4条 再入学する学部学科（学群学類）は、原則として、再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた学部学科（学群学類）とする。

2 再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。

## (出願)

第5条 再入学を希望する者は、再入学をしようとする前年度の2月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 再入学願（本学所定のもの）
- (2) 健康診断書
- (3) 再入学検定料 30,000円

## (選考)

第6条 選考は協議会において行う。

## (手続及び許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。
- 3 許可日は、原則として4月1日付けをもって行う。

## (単位の認定)

第8条 再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、卒業の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目的全部または一部を再び履修せざることがある。

- 2 前項の認定は、協議会の議を経て行う。

## (修業年限)

第9条 再入学した者の修業年限は、各学科（各学類）に定められた修業年限の残りの年限とし、在学年限は、前学年数を加えて8年とする。但し、獣医学科（獣医学類）は12年とする。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、1994（平成6）年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2008（平成20）年2月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行し、2011（平成23）年4月1日より適用する。

### 附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学転学群転学類に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第35条第3項の規定に基づき転学群転学類(以下「転学類」という。)に関する事項を定める。

## (学類及び年次)

第2条 転学類のことのできる者は、次の各号に定める基準を満たしているものとする。

- (1) 農食環境学群の各学類及び獣医学群獣医保健看護学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年 次	2 年次への 転学類	3 年次への 転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類 食と健康学類(管理栄養士コース除く) 環境共生学類	
	獣医学群 獣医学類(2年次のみ) 獣医保健看護学類(2年次のみ)	
受験資格	1年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。	2年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。
その他	同一年次および下級年次への転学類は出来ない。	

- (2) 獣医学群獣医学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年 次	2 年次への 転学類	3 年次への 転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類 食と健康学類(管理栄養士コース除く) 環境共生学類	
	獣医学群 獣医保健看護学類	
受験資格	獣医学類の1年次終了時において進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。	獣医学類の2年次終了時において転学先の学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者(見込含む)。
その他	獣医学類1年次終了時を除き2年次への転学類は出来ない。転学前の単位取得状況により転学後学類の修業年限内に卒業出来ない場合がある。	

- 2 一度、転学類を許可された者及び前年度に遡っての資格による出願はできない。ただし、獣医学類においては3年次及び4年次終了時において前項第2号に定められた基準を満たしている者に対しては3年次転学類の出願を認める。

## (時期)

第3条 転学類の時期は、学年の始めとする。

## (年次)

第4条 転学類の年次は、2年次又は3年次とする。

## (出願手続)

第5条 転学類を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 転学類願書(理由書及び学生担当教員の所見を添付)

(2) 学業成績証明書

(選考)

第6条 選考は、所定の書類と筆記試験及び面接により総合的に審査し、協議会において行う。

(手続及び許可)

第7条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた転学類に必要な手続をとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に転学類を許可する。

(単位の認定)

第8条 転学類以前に修得した授業科目及び単位数は、全て転学類した学類の単位として認定する。

2 前項にかかわらず当該学類の単位として適當と認められないものについては、卒業必要単位数に算入しない。

3 前2項の単位認定は、当該学類が行う。

(修業年限及び在学年限)

第9条 転学類を許可された者の修業年限及び在学年限は、転学類前の在学期間も含めて学則第15条及び第16条の規定による。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、1994（平成6）年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、1996（平成8）年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、1999（平成11）年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

2 規程第3条第1項（2）の食品科学科食品科学専攻については、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、2006年（平成18）年9月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

2 2011年3月31日以前の酪農学園大学学則適用者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第27条第3項の規定に基づき、他学群他学類の授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

## (履修登録)

第2条 他学群他学類の授業科目を履修しようとする者は、履修登録票により指定の期日までに提出しなければならない。ただし、本規程第6条第1項により履修制限のある授業科目は、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

## (履修受講科目)

第3条 他学群他学類で履修できる科目は、実験・実習・演習科目を除く講義科目とするが、学外農場実習は履修することができる。ただし、教職コースの学生は実験・実習・演習科目の履修を認める場合がある。また、同一科目名の科目は履修することができない。

2 食と健康学類管理栄養士コースの科目は本規程より除外し、他学群他学類科目として履修することができない。

## (履修限度単位数)

第4条 他学群他学類の授業科目を履修し修得できる単位数は、在学中に30単位以内とする。

## (卒業必要単位数への算入)

第5条 他学群他学類の科目的単位を修得した場合、自由科目内の科目として卒業必要単位数に算入することができる。算入できる卒業必要単位数は、履修規程別表Ⅰに定められた単位数とする。

## (履修制限)

第6条 授業科目によっては、講義計画により履修を制限する場合がある。

2 授業科目履修年次配当表で上級年次配当の授業科目は履修することができない。

## (履修学年)

第7条 他学群他学類の科目を履修できる学年は卒業年次のみとする。ただし、学外農場実習を除く。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行し、2011（平成23）年度入学者から適用する。

# 酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第28条第4項の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）の授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

## (資 格)

第2条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

## (申 請)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

## (選 考)

第4条 選考は、教務委員会を経て、当該学部教授会において行う。

## (許 可)

第5条 授業科目の履修については、当該他の大学等との協議に従って、学長が許可する。

## (単位の認定)

第6条 単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の大学等の発行する単位修得証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

2 前項の修得単位は、当該学部教授会の議を経て、60単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

## (履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等と協議のうえ、学長が履修を停止させことがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

## (事 務)

第8条 この規程に関する事務は、教育センター教務1課が担当する。

## (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学学生の留学に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第28条及び第36条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程に定める留学とは、学部教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における1学期相当期間又は1年在学し、学修することをいう。

## (外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

## (留学資格)

第4条 留学の資格は、留学時に本学の3年次以上に在籍している学生で、心身ともに健全であり学業成績が優秀で当該外国語の能力にすぐれている者とする。

## (留学に必要な手続き)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学部の学部長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聽講等の許可書を添えなければならない。

## (留学許可)

第6条 留学の許可は、学部教授会の議を経て学部長が行う。

## (留学期間等)

第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。

2 前項の期間は、修業年限に算入する。

## (留学費用)

第8条 留学費用は、すべて学生の負担とする。

## (本学の授業料等の免除)

第9条 留学期間中の本学の授業料等は、免除する。

## (留学報告)

第10条 学生は、次の書類を帰国日の日から1か月以内に学部長に提出するものとする。

(1) 留学に関する報告書

(2) 留学中の学業成績証明書

## (単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学部教授会の議を経て学部長が決定する。

2 前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。

## (卒業の延期)

第12条 留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を1学期間延期することができる。

## (雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## (改廃)

第14条 この規程の改廃は、協議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、1982（昭和57）年5月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年7月5日から施行する。

# 酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第28条の2に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生が行う大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関して必要な事項を定める。

## (単位の認定)

第2条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、本学における授業科目の履修とみなし、この規程の定めるところにより単位（以下「学修単位」という。）を与えることができる。

- 2 前項により単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数、評価は、別表のとおりとする。
- 3 別表は、教務委員会の議を経て学群教授会において決定する。
- 4 単位認定の時期は、該当授業科目の履修登録前を原則として、既履修科目は対象とならない。

## (申 請)

第3条 本学において学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに次の各号の書類をして学長に申請しなければならない。

- (1) 学修単位認定申請書（別紙様式）
- (2) 学修の成果を証明する書類（スコアまたは級位を含む。）

## (単位付与の決定)

第4条 前条による申請があった場合は、教務委員会による単位認定の審査を経て、学群教授会で単位付与を決定する。

## (事 務 局)

第5条 申請書の提出や受理等の事務に関する部署は、教育センター教務1課とする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て協議会で行う。

## 附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

## 附 則

規程第2条2項に定める別表は、2013（平成25）年11月21日に改正し、2014（平成26）年度入学生から適用する。

[別表]

単位を与えることができる学修	認定基準	対応する本学の授業科目、単位数	評価
TOEFL (iBT) (主催: Educational Testing Service (ETS))	平成23年度 以降入学生	42~ 51点	英語 I・II (4 単位) A
		52~ 61点	英語 I・II (4 単位) S
		62~ 77点	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) A
		78~120点	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) S
		416~519点	英語 I・II (4 単位) A
		520~583点	英語 I・II (4 単位) S
TOEIC® (主催: (財)国際ビジネスコミュニケーション協会)	平成23年度 以降入学生	584~729点	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) A
		730~990点	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) S
		準1級	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) A
			英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) S
		1級	英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) S
			英語 I・II (4 単位) S 英語 III・IV (4 単位) S
実用英語技能検定 (主催: (財)日本英語検定協会)	平成26年度 以降入学生		

# 履修ガイド

2014年4月1日発行

発行 酪農学園大学

〒069-8501

江別市文京台緑町582番地

# REGISTRATION GUIDE

2014  
RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY  
**酪農学園大学  
履修ガイド**